

可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第十一條 大會ハ中央委員長一名中央委員若干名會計監査若干名ヲ選出スルモノトス

中央委員選出比率及方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二 中央委員會

第十二條 中央委員會ハ本組合最高ノ執行機關ニシテ大會ノ決議ヲ執行シ特ニ緊急ヲ要スル事項ヲ審

議決行ス 但シ此場合ハ次期大會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第十三條 中央委員會ハ中央委員長中央委員ヲ以テ構成ス

第十四條 中央委員會ハ必要ニ應ジ中央委員長之ヲ召集ス

中央委員三分ノ一以上ノ請求アリタル場合ハ中央委員長ハ直ニ之ヲ召集スルコトヲ要ス

第十五條 中央委員會ハ中央委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ議決スルコトヲ得ズ

第三 中央常任委員會

第十六條 中央常任委員會ハ本組合ノ常務ノ執行機關ニシテ特ニ緊急ノ場合ニハ中央委員會ニ代リテ

審議決行ス 但シ此ノ場合ニハ次期中央委員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十七條 中央常任委員會ハ中央委員長中央常任委員ヲ以テ構成ス

中央常任委員會ハ中央委員會ニ於テ互選スルモノトス

第四 總本部

第十八條 總本部ハ本組合ノ常務執行指導機關ニシテ中央委員會カラ次回中央委員會ニ至ル迄ノ全活

動ヲ指導シ中央機關紙ヲ發行シ本組合所屬ノ一切ノ團體竝ニ支部聯合會ニ拘束力アル方針ヲ與フル

モノトス

第十九條 總本部ハ中央常任委員會及書記ヲ以テ構成シ左ノ役員ヲ置ク

中央常任委員長一名 中央常任委員若干名 書記若干名

第二十條 中央委員長ハ本組合ヲ代表シ本組合一切ノ事務ヲ總理ス

第二十一條 書記ハ總本部事務ヲ助ケ中央委員會竝中央常任委員會ニ發言權ヲ有ス 書記ノ任免ハ中

央委員會之ヲ行フ

第二十二條 總本部ハ本組合ノ常務執行指導ノ完全ヲ期スル爲メニ左ノ部門ヲ置ク

組 織 部 政 治 部 爭 議 部 財 務 部 國 際 部 機 關 紙 部

第二十三條 各部門ハ中央委員會ノ統制ノ下ニ部長一名部員若干名ヲ以テ構成ス 部長ハ中央常任委

員會之ニ當リ部長部員ノ選任ハ中央委員會之ヲ行フ

第二十四條 總本部ハ必要ニ應ジ各部門ノ他ニ各種ノ委員會ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 總本部ハ必要アリト認メタル場合支部、聯合會ニオルグ（指導者）ヲ派遣ス

但シ派遣オルグハ總本部統制ノ下ニ當該支部及ビ聯合會書記トシテ活動スルモノトス

第二十六條 青年部、婦人部ハ中央委員會統制ノ下ニ獨立部門トシ規約ヲ別ニ定ム

第二十七條 總本部會計ハ財務部長之ヲ管掌ス

第五 會計監査

第二十八條 會計監査ハ本組合ノ會計事務一切ヲ監督勸勵ス

第二十九條 會計監査ハ中央委員會並ニ中央常任委員會ニ發言權ヲ有ス

第三章 組織

第一 班、支部

第三十條 班ハ一部落字ヲ區域トシ數名ノ組合員ヲ以テ組織シ必要ニ應ジテ其ノ下ニ組ヲ組織ス

第三十一條 支部ハ一町村ヲ區域トシ班二個以上若クハ組合員十名以上ヲ以テ組織ス

第三十二條 支部ヲ新ニ設立スルトキハ支部規約及組合員名簿ニ所定ノ組合費一ケ年ヲ添ヘ聯合會ニ提出シ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス 當該地方ニ聯合會ナキトキハ總本部ニ直屬スルモノトス

第二 聯合會

第三十三條 聯合會ハ府縣ヲ單位トシ當該府縣内ノ五支部以上ヲ以テ組織ス

第三十四條 聯合會ハ中央委員會ノ統制下ニ所屬支部ノ行動ヲ統一シ共通ノ事項及ビ事務ヲ處理スル

モノトス

第三十五條 聯合會ノ規約並聯合會員ニ關スル規定ハ中央委員會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第三 地區委員會

第三十六條 地區委員會ハ府縣聯合會内ニ於テ鬭爭ト動員ニ必要ナル地區内ノ班及支部ノ代表者ヲ以テ構成シ聯合會ノ指導統制ノ下ニ所屬班及支部ノ活動ヲ統制處理ス

第四 地方協議會

第三十七條 地方協議會ハ鬭爭ト地理的關係ニ基ク近接ノ二個以上ノ聯合會代表者ヲ以テ構成シ總本部ノ統制ノ下ニ關係聯合會ノ聯絡統一ヲ計リ本組合ノ全國的統一補助機關トス

第四章 會計

第三十八條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トス

第三十九條 總本部費ハ一ケ年前納トシテ支部ヨリ直接徵收ス 但シ其ノ徵收ヲ聯合會々計ニ依託スルコトヲ得

第四十條 總本部ノ經費豫算ハ中央委員會ニ於テ原案ヲ作成シ大會ノ協賛ヲ經ルコトヲ要ス

第四十一條 總本部ノ經費決算ハ大會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第四十二條 中央委員會ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ豫算外ノ支出ヲナスコトヲ得ズ

第四十三條 本組合ノ會計年度ハ二月一日ヨリ翌年一月二十一日迄トス

第五章 機關紙

第四十四條 本組合ハ本組合ノ機關紙規定ニ基キ機關紙ヲ發行ス

第六章 罰則

第四十五條 本組合所屬支部聯合會及個人ニシテ本組合ノ宣言綱領規約大會ノ決議及中央委員會ノ規定ニ服セザル場合ハ中央委員會又ハ大會ニテ除名スルコトヲ得

第四十六條 除名ノ決議ハ凡テ定員ノ三分ノ二以上出席シ且三分ノ二以上之ニ同意スルコトヲ要ス

附則

第四十七條 本規約ノ修正又ハ變更ハ大會ニ於テ出席代議員ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ要ス

第四十八條 聯合會ハ必要ニ應ジ當該府縣内ノ適當ノ地方ニ聯合會出張所ヲ設クルコトヲ得

(二) 全農全國會議

第一沿革

全國農民組合内部ノ總本部派、反總本部派ノ對立ハ昭和六年三月ノ第四回全國大會ヲ契機ニ飛躍的ニ助長セラレ前者ハ勞農政黨支持ヲ主張シ後者ハ之ニ反對シテ勞農政黨支持強制反對全國會議ノ名ノ下ニ目的貫徹ヲ努メタリシガ其ノ結果總本部ハ同組合ノ反總本部派系役員ヲ除名シ又大阪、宮城、茨

城、埼玉、千葉、山梨、長野、愛知、三重、兵庫、奈良等ノ地方聯合會ニ解體命令ヲ發スル等極力同派ノ排除ニ努メタル爲右一派ハ之ニ對抗セムガ爲ニ昭和六年八月十六日全農全國會議ヲ結成セリ。

第二現勢

一 設立年月日 昭和六年八月十六日

二 事務所所在地 不明

三 支部組合數及組合員數

道府縣聯合會數	二四
中間聯合會數	四
支部數	七三二
組合員數	二二、一三三
聯合會數	九
青年部支部數	九八
支部員數	一、八三九
聯合會數	一
婦人部支部數	九

支部員數	三二九
聯合會數	一
少年部	八
支部數	八
支部員數	二二六

四 役 員

全國委員長 上 田 音 市
 常任全國委員 上 田 音 市 (三重)
 石 田 樹 心 (福佐)
 若 林 忠 一 (長野)

五 分 布

一道二府二十七縣ニ分布シ組合支部多キ地方ハ新潟、福岡、奈良、三重、大阪、兵庫、長野等ナリ
 第三 全農全國會議規約 (第二回代表者會議ニ於テ決定)

第一章 總 則

第一條 本會議ハ全農全國會議ト稱シ、全國本部ヲ東京ニ置ク
 第二條 本會議ハ勤勞農民及本會議ノ承認シタル者ヲ以テ組織ス但シ全國農民組合員タルコトヲ要ス

第三條 本會議ハ全農内革命的反對派トシテ本會議ノ政策綱領決議ノ貫徹ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二章 機 關

第一 全 國 大 會

第四條 全國大會ハ本會議最高ノ決議機關ニシテ大會代表員及本部員ヲ以テ構成ス但シ本部員ハ決議權ヲ有セズ

第五條 全國大會ハ毎年一回全國委員長之ヲ召集ス

但シ全國委員三分ノ二以上或ハ組合員半數以上ノ要求アルトキハ臨時全國大會ヲ開催スルヲ要ス

第六條 全國大會ノ代議員ノ選出ハ評議會及青年部ヲ單位トシ其ノ選出方法ハ全國委員會之ヲ決定ス

第七條 全國大會ノ議長及副議長ハ大會ニ於テ之ヲ選出ス

第八條 全國大會ハ大會代議員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ成立セズ

第二 全 國 委 員 會

第九條 全國委員會ハ本會議最高ノ執行機關ニシテ全國大會ノ決定事項ヲ執行シ且次期大會迄ノ間本會議ノ活動ニ必要ナル一切ノ事項ヲ審議執行ス

但シ此ノ場合ハ次期大會ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第十條 全國委員會ハ全國委員長之ヲ必要ト認メタル場合又ハ全國委員半數以上ノ要求アリタルトキ

全國委員長之ヲ召集ス

第十一條 全國委員會ハ全國委員半數以上ノ出席ニ依リ成立ス

第十二條 全國委員長及全國委員ハ全國大會ニ於テ選出ス 但シ缺員ヲ生ジタル場合ハ全國委員會之ヲ補充スルコトヲ得

第三 常任全國委員會

第十三條 常任全國委員會ハ全國委員會ノ常務ヲ掌リ全國委員會ニ對シテ責任ヲ負フモノトス

第十四條 常任全國委員ハ全國委員ノ互選トシ常任全國委員長ハ全國委員長之ヲ兼ス

第十五條 常任全國委員會内ニ左ノ部門及特別委員會ヲ設ケ其ノ役員ハ常任全國委員會之ヲ任免ス

政治部、組織部、財務部、婦人委員會、青少年委員會

第十六條 常任全國委員會ハ事務機關トシテ書記局ヲ設ク、書記局ニハ書記長及書記若干名ヲ置キ常任全國委員會之ヲ任免ス

第十七條 書記ハ常任全國委員會、全國委員會及全國大會ニ於テ發言權ヲ有ス

第三章 組織

第一 班、支部

第十八條 一部落ニ數名ノ本會議所屬組合員アルトキハ班ヲ組織ス

第十九條 班二個以上若ハ組合員十名以上ヲ以テ支部ヲ組織ス

第二十條 班及支部ハ當該評議會ニ所屬シ當該地方ニ評議會ナキトキハ全國本部若ハ隣接スル評議會ニ屬ス

第二 地區委員會

第二十一條 地區委員會ハ鬭爭上必要ナル一定地域内ノ班及支部代表ヲ以テ構成シ評議會ノ指導統制ノ下ニ所屬班及支部ノ活動ヲ統制處理ス

第三 評議會

第二十二條 評議會ハ全農聯合會地域内ニ於ケル本會議ノ班及支部ヲ以テ組織シ全國委員會ノ指導統制ノ下ニ當該地域内ノ本會議ノ活動ヲ總括ス

第四 地方委員會

第二十三條 地方委員會ハ一定地方内ノ評議會代表ヲ以テ構成シ全國委員會ノ指導統制ノ下ニ所屬評議會ノ行動ヲ統一シ其ノ地方ニ共通ノ事項及事務ヲ處理ス

第五 青年部

第二十四條 青年部ハ獨立部門トシテ規約ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 會

第二十五條 本會議ノ經費ハ本會議ニ所屬スル組合員ノ負擔トシ一人ニ付一ケ年四拾錢トス

第二十六條 本會議ノ豫算及決算ハ全國大會ノ協賛ヲ經ルコトヲ要ス

第二十七條 機關紙會計ハ特別會計トス但シ全國會議費ノ一定額ヲ之ニ交付シ補助スルコトヲ得

第二十八條 本會議ノ會計年度ハ大會ヨリ次期大會迄トス

第五章 罰 則

第二十九條 本會議ノ規約ニ違反シ統制ヲ紊シタル者ハ全國委員會若クハ全國大會ニ於テ除名ス

但シ除名ノ決議ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ要ス

第三十條 除名ニ關スル最後ノ決定權ハ全國大會之ヲ有ス

附 則

一 地方組織機關ハ本部規約ニ準ズ

二 本規約ハ全國大會ニ於テ出席代議員ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ修正變更スルコトヲ得ズ

(三) 日本農民組合

第一 沿革

現在ノ日本農民組合ノ前身タル全日本農民組合同盟ハ我國農民組合ノ濫觴タル日本農民組合(前掲)ヨリ脱退シタル分子ト當時存在セシ北日本農民組合トガ聯合シテ大正十五年四月ニ設立セラレタ

ルモノニシテ爾來同組合ハ昭和三年七月蒲原農民組合日本小作人總同盟、庄内耕作聯盟、其ノ他ノ組合ト聯合シテ全日本農民組合ヲ結成シタルガ更ニ昭和六年一月舊日本農民組合總同盟(設立大十五年十月)ト合同シテ今日ノ日本農民組合ヲ設立セリ。

因ニ其ノ後其ノ一部ノ者ハ國家社會主義派ニ反對シテ同組合ヲ脱退シ別ニ今日ノ日本農民組合總同盟(設立昭和七年四月二十九日)ヲ設立セリ。

第二 現 勢

一 設 立 昭和六年一月二十六日

二 事務所々在 地 東京市芝區田村町二ノ一 内田ビル(其ノ後 東京市芝琴平町二)

三 支部組合數及組合員數

府縣聯合會數	五
中間聯合會數	六
支 部 數	二四五
組 合 員 數	一六、〇〇一
聯 合 會 數	一
青年部 支部數	二二

四 役 員

一支部員數

會 長	保 留
主 事 兼 會 計	平 野 力 三
會 計 監 查	阿 部 乙 吉
顧 問	西 謙 一 郎
政 治 部 長	赤 松 克 磨
爭 議 部 長	稻 富 稜 人
組 織 部 長	田 中 正 則
教 育、出 版 部 長	北 山 亥 四 三
調 查 部 長	菊 地 一 雄
青 年 部 長	今 里 勝 雄
產 業 部 長	河 田 弘
宣 傳、法 律 部 長	龜 田 一 郎
	佐 藤 吉 熊

(其ノ後脱會)

五 分 布

一府十縣ニ及び其ノ内特ニ組合支部多キ地方ハ福岡、山梨、新潟ナリ。
六 支持政黨、日本國家社會黨(其ノ後皇道會)

第三 宣言、綱領、主張及規約

一 創 立 宣 言

資本主義經濟ノ世界的行詰リト當局ノ農村救濟ノ無能力ト相俟ツテ今ヤ我國四千萬ノ農民大衆ハ餓死の窮乏ト絶望ノドン底ニ突キ落サレテ居ル。

此ノ大難關ニ當面セル農民ノ胸中ニハ當局頼ムニ足ラズ農村ノ救濟ハ農民大衆ノ自覺ト團結以外ニナイコトヲ痛感セシムルニ至ツタ、此ノ要望ヲ荷負ツテ立テルモノハ即チ日本農民組合總同盟ト全日本農民組合トノ合同ニ依ル日本農民組合ノ結成デアツタ。

我等ハ日本ノ國情ニ立脚シテ最モ建設的ニ最モ戰闘的ニ運動ヲ展開セムトスルモノデアアル。斯クテ日本農民組合ハ完全ニ結成サレタ。

我等ハ合同ノ壓力ニ依ツテ農民大衆ノ解放ニ向ヒ一路邁進セムコトヲ誓フモノデアアル。

二 綱 領

一、我等ハ團結ノ力ニ依リ農民ノ地位ノ向上、福利ノ増進竝ニ智識ノ啓發ヲ期ス。

二、我等ハ合法的手段ニ依リ、農民ニ對スル一切ノ不當ナル抑壓ヲ排撃セムコトヲ期ス。

三、我等ハ農民組合ノ實力ニ依リ、小作人階級ノ完全ナル解放ト健全ナル新社會ノ建設ヲ期ス。

以上ノ創立宣言及綱領ハ日本農民組合ガ、社會民衆黨ヲ支持セルトキノモノナルガ其ノ後昭和七年四月十五日社會民衆黨ノ分裂ニ際シ同黨ヲ脱退シ國家社會主義ヲ奉ズルニ至レル爲同組合中央委員會ガ決定セル聲明書竝ニ新運

動方針大綱ハ左ノ如シ。

脱黨聲明書

先きに我が日本農民組合は國家社會主義をもつて、我國農民解放運動の唯一の指導精神なることを決議し、社會民衆黨に對しこれに依る新黨樹立に邁進すべきことを要求したのであつた。然るに去る四月十五日の同黨中央委員會はこの切實なる農民の要求をふみにじるに至つた。茲に於て我日本農民組合は社會民衆黨の支持を斷固取消し、國家社會主義新黨の樹立に向つて邁進すべき事を誓ふ。右決議す。

昭和七年四月十七日

日本農民組合中央委員會

新運動方針大綱

一、われ等は日本民族の傳統的精神に立脚して國家社會主義を信奉し共產主義並社會民主主義を排撃す
一、われ等は國家社會主義新政黨樹立に對し其中心勢力としてわれ等の使命の遂行を期す
一、われ等は農民運動の目標を經濟の闘争のみならず打倒資本主義の全面的闘争を敢行す

三 主張

一、耕作者本位ノ小作法制定。 二、耕作權ノ絶對的獲得。イ、耕地不當明渡シノ禁止。ロ、立入禁止反對。ハ、立毛差押ヘ禁止。 三、小作組合法ノ制定。イ、争議權ノ確立。ロ、團結權ノ確立。 四、耕作者階級ノ金融機關ノ確立。 五、産業組合、農會、農業倉庫、土工組合、水利組合ノ耕作者本位化 六、農業保險制ノ設定。 七、肥料農具ノ國營。 八、階級的消費組合ノ組織。 九、無産農民本位

ノ教育制度ノ確立。 一〇、耕作者本位税制確立。 一一、一切ノ被抑壓階級トノ提携。 一二、農民運動暴壓諸法令ノ撤廢。

四 規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ日本農民組合ト稱シ總本部ヲ東京ニ置ク
第二條 本組合ハ小作農小作兼自作農及日雇農其ノ他本組合ノ承認シタルモノヲ以テ組織ス
第三條 本組合ハ宣言、綱領、主張ノ貫徹ヲ以テ目的トス

第二章 機 關

第一 大 會

第四條 大會ハ本組合ノ最高決議機關ニシテ大會代議員 中央委員 會長 各部長主事及會計ヲ以テ組織シ本組合ノ重要ナル事項一切ヲ審議ス
第五條 大會ハ毎年一回會長之ヲ招集シ前年選定セル場所ニ於テ開催ス 中央委員會ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時大會ヲ開催スル事ヲ得

第六條 大會ノ代議員ハ聯合會ヲ選舉區トスルヲ原則トシ其選出方法ハ中央委員會ニ於テ決定ス

第七條 大會ノ議長ハ大會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八條 大會ハ大會代議員ノ三分ノ一以上ノ出席アルニアラザレバ會議ヲ開ク事ヲ得ズ

第二 中央委員會

第九條 中央委員會ハ本組合ノ決議機關ニシテ會長主事中央委員各部長及會計ヲ以テ構成シ必要ニ應ジ中央執行委員會之ヲ招集ス 但シ中央委員三分ノ一以上ノ要求アリタル場合ハ中央執行委員會ハ臨時中央委員會ヲ召集ス

第三 中央執行委員會

第十條 中央執行委員會ハ中央執行委員會長 主事 各部長及會計ヲ以テ構成シ組合ノ常務ヲ執行ス

第十一條 中央執行委員會ハ必要ニ應ジ組織部、宣傳部、政治部、爭議部、法律部、出版部、教育部、産業部、青年部、婦人部、衛生部、調査部等ノ部門ヲ設クル事ヲ得

第十二條 各部門ハ中央執行委員會ノ統制ヲ受ケ部長一名部員若干名ヲ以テ構成シ中央執行委員會之ヲ任免ス

第十三條 部長ハ中央執行委員會 常任中央執行委員會ニ出席シ發言スル事ヲ得

第十四條 中央執行委員會ハ顧問ヲ推薦スル事ヲ得

第十五條 中央執行委員ハ中央委員會ノ互選トス

第四 常任中央執行委員會

第十六條 常任中央執行委員會ハ會長、主事會計及ビ常任中央執行委員ヲ以テ構成シ組合ノ緊急事項ヲ審議執行ス

第三章 役員

第十七條 本組合ハ會長主事會計各一名、會計監査二名、中央委員、中央執行委員、常任中央執行委員各若干名ヲ置ク

第十八條 會長ハ大會ニ於テ選出シ本組合ヲ代表ス

第十九條 主事ハ大會ニ於テ選出シ本組合一切ノ事務ヲ管掌ス

第二十條 會計ハ大會ニ於テ選出シ本組合ノ會計事務ヲ管掌ス

第二十一條 會計監査ハ大會ニ於テ選出シ本組合ノ會計ヲ監査ス

第二十二條 中央委員ハ大會ニ於テ選出ス但シ之ガ補充ノ場合ハ中央委員會ニテ行フ事ヲ得

第二十三條 常任中央執行委員ハ中央執行委員會ノ互選トス

第二十四條 本組合役員ノ任期ハ一ケ年トス

第四章 組織

第一 聯合會

第二十五條 聯合會ハ道府縣ヲ單位トシテ三支部三百名以上ニ達シタル場合ハ之レヲ組織スルモノトシ中央執行委員會ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第二 支部

第二十六條 支部ハ町村又ハ字ヲ單位トシテ組合員二十名以上ヲ以テ組織ス

第二十七條 支部ヲ設立セル時ハ支部規約組合員名簿及所定ノ組合費ヲ添へ聯合會ニ申出ソノ承認ヲ得ルヲ要ス

第二十八條 支部ハ該地方ニ聯合會アル時ハソノ所屬タルヲ要ス但シ聯合會ナキ時ハ總本部直屬トス

第五章 會 計

第二十九條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ組合員一名一ケ年十二錢トス

第三十條 本組合ノ豫算ノ決定決算ノ承認ハ大會ニテ行フモノトス

第三十一條 本組合會計年度ハ二月一日ヨリ翌年一月三十一日迄トス

第六章 機 關 紙

第三十二條 本組合ハ總本部ニ於テ機關紙ヲ發行ス

第三十三條 機關紙ノ經費ハ特別會計トス

第七章 罰 則

第三十四條 本組合員ニシテ左ノ一ニ該當スル者ハ中央執行委員會又ハ大會ニ於テ之ヲ除名スルコトヲ得

一 組合ノ主義綱領ニ違反シタルモノ

二 組合ノ面目ヲ汚損シタルモノ

三 組合ノ統制ヲ紊シタルモノ

第八章 附 則

第三十五條 本規約ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ修正變更スルコトヲ得ズ

(四) 日本農民組合總同盟

第一 沿革

社會民衆黨第三次分裂ニ依リ日本國家社會黨生ルルヤ社會民衆黨ヲ支持シ來レル日本農民組合ハ新黨支持ニ轉換スルニ至レリ。茲ニ於テ同組合中ニ於ケル社民黨支持ノ地方支部ハ脫退シテ日本農民組合總同盟ヲ結成シ四月二十九日東京市芝區三田所在ノ日本労働會館ニ於テ結成大會ヲ開催セリ。

第二 現 勢

一 設立年月日 昭和七年四月二十九日

二 事務所々在地 東京市芝區南佐久間町一ノ五五 社民館内(其後 東京市京橋區築地四ノ四中屋ビル内)

三 支部組合數及組合員數

府縣聯合會數

三

支部員數

一、四五四

四 役員

會長	鈴木文治
副會長	片山哲
顧問	安部磯雄
主事兼會計	松永義雄
會計監督	和田操
組織部長	由良多一郎
調查部長	竹本孫一郎
爭議部長	佐藤才五郎
法律部長	片山哲
青年部長	井堀繁雄
教育部長	小山壽夫
出版機關紙部長	植村金作

五 分 布

一府七縣ニ分布シ組合支部多キ地方ハ神奈川、埼玉等ナリ。

六 支持政黨 社會大衆黨

第三 宣言、綱領、スローガン、主張及規約

一 宣 言

現下ニ於ケル資本主義經濟發展ノ最後ノ段階タル金融資本萬能ノ機構ハ内部矛盾ヲ抱懷ノ結果地方農村銀行ハ頻々トシテ破綻ヲ白日ノ下ニ曝露シツツアル都市ニ於ケル金融資本機關ハ蔽フベカラザル内部缺陷ヲ秘シツツ欺瞞ノ手段ヲモツテ只管其安定ニ必死ノ努力ヲ傾ケテキル。

見ヨ！不動産資金化ノモガキハ夫デアリ生絲補償ノ増額ハ夫デアル然ルニ農産物及繭價ハ不當ニ下落シテ農村ハ資金ノ枯渴ヲ來シ耕地ハ收入ヲ激減シテ借金ノ重壓ヲ蒙リ農村恐慌ノ嵐ノ前ニ耕作農民階級ハ粗穀ノ如ク慄ヘ戦イテキル。

耕作農民ガ眞ニ固キ團結ニ依ツテ立ツベキ秋ガ來タ結束シテ大衆ノ威力ヲ發揮スベキ絶好ノ機會ガ來タ然ルニ農民陣營ノ一部ニ自己ノ力ヲ輕視シ他力ヲ盲信シテ「ファッシズム」的野心ノ傀儡トナリ輕卒ニモ自ラ暴力團化セントスル傾向アルヲ見ルハ斷ジテ我等ノ排撃スル處デアル然モ農民組合ガ經濟的大衆行動ヲ拋棄シテ政治的行動ニ狂奔シ一舉ニシテ事ヲ解決セムトスルニ至ツテハ實ニ農民解放運動ノ邪道ニ陥ルモノデアルト言ハナケレバナラヌ。

我等農民階級ハ我等ノ權利ト利益トノ上ニ立タナケレバナラヌ、嘗ニ地主ニ對スル小作闘争ヲ行フ許リテナク都市工業大資本家及大金融資本家ニ向ツテ權利ノ奪還ヲ企テルコトガ絶對ノ必要事デアアル彼等「ファッシズム」ノ一黨ハ陽ニ農村救済ノ美名ヲ掲ゲ實ハ工業資本家ニ奉仕スル欺瞞行爲ヲ敢ヘテシテ居ルノデアアル。

我等農民ハ小作農タルト自作農タルト問ハズ自己ノ力ニ自信ヲ持ツベキダ資本主義ハ既ニ没落ノ途ヲ走ツテキル我等ハ我等ノ力ヲ大衆ノ威力ニ凝結シ農民組合ノ自力の大衆行動ニヨツテ容易ニ生活線ヲ乘リ越エ經濟線ヲ突破スルコトガ出來ル我等ハ茲ニ日本農民組合總同盟ノ結成ニ當リ我等ノ使命ノ重大ナルヲ痛感シ勇猛果敢ニ農民鬭争ヲ開始シ我等ノ目的達成ノ爲メ死ヲ以テセムコトヲ誓フモノデアル。

右宣言ス

昭和七年四月二十九日

本農民組合總同盟結成大會

二 綱 領

- 一 我等ハ團結ノ力ニ依リ農民生活權ノ確立ヲ期ス
- 一 我等ハ耕作農民本位ニ我等ノ實力ヲ集中シ我國農村ノ解放ヲ期ス
- 一 我等ハ農民組合ノ實力ニ依リ新社會ノ建設ヲ期ス
- 三 「スローガン」
- 一 窮乏農民ニ農業資金ヲ與ヘヨ！
- 二 農民ヲ壓殺スル欺瞞的農村政策ノ擊破！

四 主 張

- 三 自主的農民本位ノ組合死守擴大！
- 四 「ファッショ」農村侵蝕排撃！
- 五 農村負債十ヶ年支拂猶豫！
- 六 働ク農民ニ土地ノ支配權ヲ與ヘヨ！
- (一) 完全小作法ノ制定
- (二) 耕作農民本位ノ農産物災害國家補償法ノ制定
- (三) 養蠶農民ノ損失補償法制定
- (四) 米專賣法ノ制定
- (五) 耕作農民ノ借金支拂猶豫法ノ制定
- (六) 農作物ト工業生産物ノ價格均衡法ノ制定
- (七) 立毛差押及立入禁止ノ執行法廢止
- (八) 農産物農具家屋差押禁止法ノ制定
- (九) 農民運動暴壓法令ノ廢止

- (一〇) 耕作農民生活保障ノ調停法制定
- (一一) 耕作農民ノ産業組合許可
 - (一) 經濟及制度
- (一) 小作料ノ減免
- (二) 肥料其他農業資金ノ無擔保融通
- (三) 家賃及電燈料ノ値下
- (四) 組合製絲ノ普及
- (五) 肥料農具ノ國家管理ト無料配布
- (六) 小學兒童ノ學用品給食費ノ國家負擔
- (七) 醫療產院託兒所ノ公營
- (八) 失業救濟事業ノ徹底的實施
- (九) 農產物、鐵道運賃ノ引下
- (一〇) 青年訓練所ノ廢止
- (一一) 知事ノ公選
- (一二) 農產物貿易ノ國家管理

(三) 稅 金

- (一) 戶數割ノ廢止
- (二) 地租委讓
- (三) 耕作農民負擔ノ雜種稅廢止
- (四) 耕作農民負擔ノ家屋稅廢止
- (五) 自作農稅ノ廢止(特別地租稅ノ廢止)
- (六) 金融資本家稅ノ設定
- (七) 大地主課稅ノ設定
- (八) 肥料關稅ノ撤廢
- (九) 砂糖煙草其ノ他消費稅ノ撤廢

五 規 約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ日本農民組合總同盟ト稱ス

第二條 本組合ハ我國ニ於ケル小作農小作兼自作農及ビ日雇ソノ他本組合ノ承認シタルモノニシテ組合ノ綱領ニ賛同シ規約ヲ遵守スルモノヲ以テ組織ス

第三條 本組合ハ同盟會、聯合會及ビ支部ヲ以テ構成ス

第四條 本組合ハ本部ヲ東京ニ置ク

第二章 目的

第五條 本組合ハ耕作農民ノ利益ヲ擁護シ宣言、綱領ノ貫徹ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 機關

第一大 會

第六條 本會ハ本組合最高ノ決議機關ニシテ大會代議員、中央委員、會長、副會長、各部長、主事、會計監督及會計ヲ以テ組織シ本組合ノ重要ナル事項一切ヲ審議ス

第七條 大會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス

中央執行委員會ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得

第八條 大會ノ代議員ハ同盟會、聯合會又ハ支部ヲ選舉區トシ、其ノ選出方法ハ中央執行委員會ニ於テ決定ス

第九條 大會ノ議長ハ大會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十條 大會ハ大會代議員ノ三分ノ一以上ノ出席アルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第二大 中央委員會

第十一條 中央委員會ハ會長、副會長、中央委員、主事、會計監督及會計ヲ以テ構成スル決議機關トス但シ半數以上出席スルニ非ザレバ決議スルコトヲ得ズ

第十二條 中央委員ハ大會ニ於テ選舉シ任期一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第十三條 中央委員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス、三分ノ一以上ノ中央委員ヨリ要求アリタル時ハ會長ハ直チニ之ヲ召集スベシ

第十四條 中央委員構成員ニシテ缺員ヲ生ジタル場合ハ中央委員會ニ於テ補缺スルコトヲ得

第三 本部役員

第十五條 中央執行委員會ハ會長、副會長、中央執行委員會會計監督、主事及會計ヲ以テ構成スル執行機關ニシテ本組合ヲ代表ス

第十六條 中央執行委員會ハ必要ニ應ジ左ノ機關ヲ置クコトヲ得

- 調査部
- 出版部
- 國際部
- 法律部
- 教育部
- 産業部
- 組織部
- 爭議部
- 宣傳部
- 婦人部
- 青年部
- 機關紙部

第十七條 中央執行委員、會長、副會長、會計監督、主事及會計ハ中央委員會ノ互選トス

第十八條 各部ニハ部長一名部員若干名ヲ置ク、部長及ビ部員ハ中央執行委員會ニ於テ之ヲ任免ス
第十九條 中央執行委員會ハ顧問若干名ヲ推薦スルコトヲ得

第四章 組織

第二十條 同盟會ハ聯合會ヲ以テ組織シ中央執行委員會ノ承認ヲ得ルヲ要ス
第二十一條 支部ハ組合員十名以上ヲ以テ組織スルモノトス
第二十二條 聯合會ハ各縣ニ於テ三支部參百名以上ニ達シタル時之ヲ組織スルコトヲ得
第二十三條 同盟會、聯合會及ビ支部ノ規約ハ中央執行委員會ニ届出デ其ノ承認ヲ要ス

第五章 會計

第二十四條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ聯合會又ハ支部ヨリ徴收ス一旦納入シタル組合費ハ之ヲ返サズ
第二十五條 本組合ノ經費豫算ハ中央執行委員會ニ於テ原案ヲ作成シ大會ニ提出シソノ協議ヲ經ル事ヲ要ス

第二十六條 本組合ノ決算ハ大會ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第二十七條 本組合會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄トス

第二十八條 本組合費ハ組合員一員ニ付年額金五十錢トス

第六章 罰則

第二十九條 本組合員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ中央執行委員會又ハ大會ニ於テ之ヲ除名スルコトヲ得

- 一、組合ノ主義綱領ニ違反シタルモノ
- 二、組合ノ面目ヲ汚損シタルモノ
- 三、組合ノ統制ヲ紊シタルモノ

第七章 附則

第三十條 本規約及ビ綱領ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ修正變更スルコトヲ得ズ

(五) 大日本地主協會

第一 沿革

大阪府北河内郡ノ地主有志ハ小作爭議ノ對策トシテ大正十四年六月「大日本興農會」ヲ組織セルガ同年十月其ノ規模ヲ擴大シ全國的ノモノトナシ大日本地主協會ト改稱シ今日ニ及ベリ。

第二 現勢

一 設 立 大正十四年十月四日

二 事務所所在地 大阪市北區 梅ヶ枝ビルヂング

三 支部組合數及組合員數

支部組合數

組合員數

三〇
七、四五三

四 役員

會長 中村 紋作

副會長 吉川 昌一

常任幹事 高落 松男

五 分 布

二府十三縣ニ及組合員數ノ特ニ多キ地方ハ京都、大阪、山梨、兵庫、徳島、岡山等ノ諸府縣ナリ

第三 宣言、綱領及規約

一 創立宣言

近時農村ノコト吾人實ニ之ヲ默視スルニ忍ビザルモノアリ地主ハ苛税ニ泣キ田園ハ荒廢ニ委シ之ニ加フルニ小作爭議ハ年ト共ニ深刻ヲ加ヘ危機眞ニ目睫ノ間ニアリ……吾人ハ名譽アル君民一致ノ團體

ニ鑑ミ光輝アル國運發展ノ歴史ニ顧ミ勞資協調ヲ力説シ地主小作間ノ平和ヲ高唱シ以テ農村振興ヲ企圖セムトスルモノナリ、何處ノ狡兒ゾ、火事ナキニ漫リニ警鐘ヲ亂打シテ階級鬭爭ヲ鼓吹シ小作人ヲ煽動シテ地主ニ對スル敵意ヲ排發セムトハ。斯クノ如クシテ底止スルトコロヲ知ラズンバ遂ニ我國ノ前途ヲ如何ニセム……天下憂ヲ同フスルノ士希クハ吾人ト共ニ農村振興ノ爲メニ、努力セムコトヲ

二 綱 領

(一) 本會ハ左傾的過激思想ヲ防遏シ保守的固陋ノ偏見ヲ打破シ穩健公明ノ方法ニ依リ農村ノ振興ヲ期ス

(二) 本會ハ地主ノ自覺ヲ促シ小作人ノ輕譽ヲ誠メ人間相愛ノ道義心ニ依リテ兩者ノ協調ヲ圖リ以テ農業ノ發達ヲ期ス

(三) 本會ハ小作人ノ人格ヲ認メ其ノ地位ヲ向上シ小作爭議ヲ根絶セムガ爲メ各般ノ社會的政策ヲ實現セムコトヲ期ス

三 規 約

第一章 總 則

第一條 本會ハ大日本地主協會ト稱ス

第二條 本會ハ帝國內ニ於ケル地主竝本會ノ承諾シタルモノヲ以テ組織ス

第三條 本會事務所ヲ大阪市ニ置ク

第四條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ農村ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ニ左ノ部門ヲ置ク

調査部、出版部、政治部、法律部、宣傳部、産業部

第六條 各部ニハ部長一名、部員若干名ヲ置キ幹事會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ囑託ス

第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

幹事 二〇名

會計主任 一名

第八條 幹事及會計主任ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦ス

第九條 幹事中ニ會長一名、副會長二名、常任幹事若干名ヲ置ク

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會務一切ヲ總理シ幹事及評議員會ノ議長トナル

副會長ハ會務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常任幹事ハ會ノ常務ヲ掌理ス

會長、副會長共ニ事故アルトキハ其ノ互選ニ依リテ代理者ヲ定ム

第十一條 本會ニ評議員若干名ヲ置ク、評議員ハ各支部ヨリ選出スルモノトシ其ノ員數會長之ヲ定ム

但シ時宜ニ依リ會長ヨリ依囑スルコトアルベシ

第十二條 幹事、會計主任及評議員ノ任期ハ二ケ年トス但シ何レモ再選ヲ妨ゲズ

補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ニ依ル

第十三條 役員任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職スル迄前任者ニ仍テ其ノ職務ヲ行フ

第十四條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ會長之ヲ依囑ス

第三章 會議

第十五條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトアルベシ

幹事ハ評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求シタルトキハ會長ハ臨時幹事會ヲ開クコトヲ要ス

評議員會又ハ幹事會ノ招集開閉ハ會長之ヲ掌ル

第十六條 評議員會ハ豫算決算其他重要ナル件ヲ決議ス

第十七條 評議員會ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依

第十八條 幹事會ハ必要ニ應ジ開會ス

第十五條第三項第十七條ノ規定ハ幹事會ニ之ヲ準用ス

第十九條 幹事會ハ評議員會ノ原案ヲ作成シ其ノ決議ヲ執行スルモノトス 但シ緊急ヲ要スル事項ヲ

審議決行シ其ノ重大ナル事項ハ評議員會ノ事後承諾ヲ求ムルモノトス

第二十條 幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ大會ヲ開催スルコトアルベシ

第四章 聯合會及支部

第二十一條 聯合會ハ一地方ニ於テ五支部以上ニ達シタルトキ之ヲ組織ス

第二十二條 支部ハ會員十名以上ヲ以テ組織ス其ノ十名未滿ノ場合ハ附近支部ノ所屬トス

第二十三條 聯合會及支部ノ規約並會員ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 機關紙

第二十四條 本會ハ機關紙ヲ發行ス

第六章 會計

第二十五條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トシ寄附金ヲ收受スルコトアルベシ

第二十六條 本會ノ現金ハ幹事會ノ承諾ヲ經タル銀行ニ預ケ入レ確實ニ保管スルモノトス

第二十七條 本會ノ會計年度ハ毎年十月一日ニ始リ九月三十日ニ終ル

第二十八條 本會毎年豫算ハ年度開始前評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其年度終了後評議員會

ノ認定ヲ受ク

第二十九條 幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得 但シ其ノ場合ニ於テ

ハ評議員會ノ事後承諾ヲ要ス

第七章 附則

第三十條 本規約ハ出席評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ變更スルコトヲ得

(六) 社會大衆黨

第一 沿革

本邦ニ於テ最初ノ全國的無產政黨トシテ設立セラレタルハ「農民勞動黨」(設立大正一四、一二、一)ナリシガ直チニ解散ヲ命ゼラレタルヲ以テ其ノ一派ハ大正十五年三月五日「勞動農民黨」ヲ結成セリ。然ルニ之ヲ支持セル日本勞動總同盟ハ日本農民組合トノ軋轢ノ結果之ガ支持ヲ取消シ別ニ社會民衆黨ヲ結成一方勞動農民黨ハ其ノ後、離合、集散、解散、設立等幾多ノ變遷ヲ經テ昭和四年十一月三日ニ勞農黨及昭和五年七月五日全國大衆黨ヲ設立シ更ニ此ノ兩者ハ合併シテ昭和六年七月五日全國勞農大衆黨ヲ結成セリ。

然ルニ昭和六年九月滿洲事變ヲ契機トシテ國家社會主義ヲ唱フルモノヲ生ジ社會民衆黨内ノ此ノ一派ハ脫退シテ「日本國家社會黨」設立昭和七、五、二九ヲ作リ殘留セル社會民衆黨ハ全國農大衆黨ト共ニ單一強力政黨ノ結成ヲ目的トシテ合同シ昭和七年七月二十四日「社會大衆黨」ヲ創立セリ。

第二 現 勢

- 一 設立年月日 昭和七年七月二十四日
- 二 事務所々在地 東京市芝區南佐久間町一ノ五五
- 三 役 員

中央執行委員長	安部 磯雄
書記長	麻生 久
會計監查	三輪 壽莊
會計監查	吉川 守邦
顧問	高野岩三郎
	鈴木文治
	馬場恒吾
事業部長	平野 學
組織部長	淺沼稻次郎
機關紙部長	河野 密
婦人部長	阿部 溫知
選舉部長	宮崎 龍介
國際部長	山崎 劔二
吉野 作造	堺 利彦
濱田 國太郎	山崎 今朝彌
杉山 元治郎	今井 嘉幸

專 問 部 員

書記局主任	渡邊 善壽
宣傳部長	小山 壽夫
青年部長	原 彪
教育部長	爲藤 五郎
議會部長	吉川 末次郎
各委員會長	
財務委員會長	松永 義雄
勞働委員會長	片山 哲
市民委員會長	阿部 茂夫
政策委員會長	龜井 貫一郎
農村委員會長	田所 輝明

四 分 布

東京、大阪、兵庫、福岡、愛知、長野、京都、宮城、新潟、栃木等

五 主要支持團體

- 官業勞働總同盟 日本海員組合 全國農民組合 日本勞働總同盟 全國勞働組合
- 同盟 無產婦人同盟等

備考 右支持團體ハ社會大衆新聞掲載ノモノニ依ル

第三 宣言、綱領、大綱、政策及黨則

一 宣 言

社會民衆黨、全國勞農大衆黨ハココニ合同シテ新黨ヲ組織シタ。我等ハ、政治戰線ノ單一結成ヲ喜ビ強力無產政黨ノ出現ニ心カラナル萬歳ヲ叫ブ。

底止スルトコロナキ世界恐慌ノ波ハ、完全ニ資本主義ノ没落ヲ現實化シタ。二千五百萬ヲ超ユル失業業者大衆、植民地、半植民地、世界ノ農業國ヲ貫ク窺之農民ハ、資本主義打倒ノ尖銳ナル軍隊ヲ形成シテキル。資本主義ノ矛盾ハモハヤ資本主義自體ニ依ツテ克服スルコトハ出來ヌ。無產階級ガソノ使命ヲ遂行スベキ機運ハ刻々ニ熟シツツアル。

合同政黨ハカカル狀勢ト意識ノ下ニ生レタ。ソレハ必然ニ資本主義ノ打倒——××××××××ヲ目標トスル。混迷セル大衆ニ一新ノ大道ヲ明示シ、社會更革ノ炬火ヲ掲グルコトガ新政黨ノ根本方針デアル。科學的ナル日本資本主義ノ批判ニ立ツテ、労働者農民ノ結合ヲ經トシ、中間階級層ヲ緯トシ、以テ大衆的闘争のナル方途ニ於テコノ目的ヲ實現セントスル、之レ我が新政黨ノ具體的戰術デアアル。新黨ノ結成ニ當リ我等ハ廣ク同志ト共ニ誓フ

無產階級ノ陣營ヲ死守シ、階級的使命ノ達成ニ邁進センコトヲ

合同政黨ヲ育成シ使命遂行ノタメノ城砦タラシメンコトヲ

盟約者ノ矜持ト自信トヲ以テ、我黨ノ組織ヲ防衛センコトヲ

重ネテ言フ、現實ノ狀勢ハ急迫ヲ告ゲツツアル。都市ニ農村ニ大衆ノ飢餓行進ハ既成政黨ヲ完全ニ「ノックアウト」シテ了ツタ。今こそ我等ノ起ツベキ秋デアル！反動ト彈壓ト狂亂ノ中ニ新黨ヲ結成スル三十萬ノ黨員ハ自ら深ク期スルトコロガアル。政治戰線ノ統一ヲ機トシ、明確ナル目的意識ト確乎タル行動規準ニ從ヒ、獻身の闘争ニ終始スルコトガコノ際ニ於ケル我等ノ覺悟デアアル。極左一黨ノ盲動ヲ蹴破シ、「フアツシヨ」反動ノ腐蝕運動ヲ一擲シ、ココニ、無產階級解放ノ大旗ヲ高揚ス。右宣言ス。

二 綱 領

(一) 我黨ハ労働者、農民、一般労働大衆ノ生活擁護ノ爲メニ戰フ。

(二) 我黨ハ資本主義ヲ打破シ無產階級ノ解放ヲ期ス。

三 建設大綱

(一) 重要産業並ニ金融機關ノ國有管理、労働者ノ生産自治、生産者ノ生活ヲ確保スル労働制度ノ建設、社會保險制度ノ完成

(二) 土地ノ國有、耕作權ヲ確保スル土地制度ノ建設、農業經營ノ自主的協同組合化、農業生産ノ機

械化、重要農產物ノ國家統制

- (三) 經濟議會ノ建設、公費勞學教育制ノ建設、住宅竝ニ醫療機關ノ公營
- (四) 工業・農業ノ融合、都市・農村ノ均衡化
- (五) 世界民族ノ平等、世界平和ノ建設

四 政 策

一般政策

- (一) (イ) 警察政治ノ廢止、地方自治徹底
- (ロ) 徹底普選ノ獲得、選舉公營
- (ハ) 無產階級彈壓諸法令ノ撤廢、官吏公務員ノ職權濫用、收賄ノ重刑
- (二) (イ) 高率累進財產稅ノ設定、相續稅ノ高率累進賦課、獨占資本稅、土地增價稅ノ設定
- (ロ) 消費諸稅ノ廢止、所得二千圓未滿ノ者ノ一切ノ課稅免除
- (ハ) 鐵道、郵電、煙草等官業獨占價格ノ引下ゲ
- (三) (イ) 軍備縮少
- (ロ) 資本主義的帝國主義侵略政策ノ廢絶
- (ハ) 世界關稅障壁ノ撤廢

(四) (イ) 兵士ノ待遇改善

(ロ) 入營、戰傷死、廢疾兵士竝ニ其家族生活ノ國家保證

(ハ) 一般養老年金制・寡婦・孤兒年金制ノ確立

(ニ) 兒童學用品、食費ノ公給

(五) (イ) 封建的賤視觀念ノ打破

(ロ) 華族制度ノ廢止

勞働政策

(一) 七時間勞働制、生活賃銀制ノ確立、團結權、罷業權ヲ確立スル自主的勞働組合法ノ制定

(二) 國家負擔ニヨル失業手當、失業保險制度ノ確立、職業紹介機關ノ擴充竝ニ勞働組合管理、廢

疾保險法ノ制定、健康保險法ノ改正

(三) 少年及婦人ノ夜間勞働、危險作業ノ禁止、勞働婦人ノ母性保護

(四) 俸給生活者法、商店従業員法竝ニ漁民法ノ制定

(五) 徒弟制度及飯場制度ノ廢止

農村政策

(一) 耕作權ヲ強化スル小作法ノ制定、立入禁止、土地取上ゲノ禁止、開墾、開拓、荒蕪地處理強

制法ノ制定、官有ノ林野、河川湖沼等ノ開放

- (二) 肥料・種子・農業機具ノ國營配給、農民ノタメノ農業信用機關ノ設置及農産資金無擔保貸附
- (三) 凶作、違蠶ニ對スル農民生活國家保證、價格ニヨル農民損失ノ國家補償
- (四) 遊食地主高率課税、勤勞農民負擔税ノ減免
- (五) 勞働農民ノ自主的農村自治制ノ建設

五 黨 則

第一章 總 則

第一條 本黨ハ社會大衆黨ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク

第二條 本黨ハ綱領建設大綱政策及宣言決議ヲ實現スルコトヲ以テ目的トス

第三條 本黨ハ黨則ヲ遵守スル個人ヲ以テ構成ス

第二章 黨員ノ權限及義務

第四條 本黨員ハ左ノ權限ヲ有ス

- (一) 黨規ノ定ムル所ニ從ヒ黨ノ集會ニ出席シ討議々決ニ加ハルコトヲ得
 - (二) 黨規ノ定ムル所ニ依リ役員ノ選舉權並ニ被選舉權ヲ有ス
- 第五條 本黨員ハ左ノ義務ヲ負フモノトス

(一) 所定ノ黨費用ノ負擔

(二) 故無クシテ役員ヲ辭任スルコトヲ得ズ

(三) 黨ノ決定ニ服スルコト

第三章 機 關

一 大 會

第六條 大會ハ最高決議機關ニシテ大會代議員及本部役員ヲ以テ構成ス

第七條 大會ハ毎年一回中央執行委員會之ヲ召集ス

但シ中央執行委員會ハ支部聯合會二分ノ一以上ノ要求アリタル時又ハ全國委員會ガ必要ヲ認メタル時ハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ要ス

第八條 大會ノ議長、副議長ハ大會之ヲ選出ス

第九條 大會ノ代議員ハ支部聯合會ヨリ選出スルモノトシ、其ノ選出比率ハ別表ノ定ムル所ニヨル、但シ中央執行委員會ノ承認アリタルトキハ支部ヨリ選出スルコトヲ得

第十條 大會ハ代議員定數二分ノ一以上ノ出席ヲ以テ成立ス

第十一條 大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決定ス
但シ中央執行委員會、全國委員會又ハ大會ノ指定シタル事項ニ就テハ大會ニケ月前ノ黨費完納黨員

數ニ比例スル地區代表投票ニ依テ之ヲ決ス
大會議事規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 大會ハ中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、書記長一名、會計一名、會計監查若干名、全國委員若干名、顧問若干名ヲ選出ス

但シ中央執行委員數ハ全國委員定數ノ半數ヲ越ユルヲ得ズ、全國委員ノ選任ハ黨費完納黨員數ニ比例スル選舉比率ニ依リ支部聯合會ノ推薦及前中央執行委員會ノ推薦ニ基ク、其ノ比率ハ別表ノ定ムル所ニヨル

二 全國委員會

第十三條 全國委員會ハ大會ヨリ次期大會ニ至ル間ノ決議機關ニシテ其ノ決議事項ニツイテハ大會ニ責任ヲ負フモノトス

第十四條 全國委員會ハ全國委員及本部役員ヲ以テ構成ス

但シ本部役員ハ全國委員會ニ於テ全國委員ト同一資格ヲ有ス

第十五條 全國委員會ハ年三回以上中央執行委員會之ヲ召集ス

但シ中央執行委員會ハ全國委員三分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ全國委員會之ヲ召集ス

第十六條 全國委員會ハ半數以上ノ出席ヲ以テ成立ス

第十七條 全國委員ノ任期ヲ一ケ年トス

第十八條 全國委員會ハ全國委員及中央執行委員ノ缺員ヲ補選スルコトヲ得

但シ全國委員會ハ支部聯合會ノ要求ニ基キ該地區ノ全國委員ヲ更任スルコトヲ得

三 中央執行委員會並常任中央執行委員會

第十九條 中央執行委員會ハ執行機關ニシテ黨ヲ代表シ大會並ニ全國委員會ニ對シ責任ヲ負フモノトス

第二十條 中央執行委員會ハ中央執行委員長、中央執行委員、書記長、會計會計監查ヲ以テ構成シ中央執行委員長之ヲ召集ス

第二十一條 中央執行委員會ハ左ノ部門ヲ置ク

一 組織部、宣傳部、教育部、機關紙部、青年部、婦人部、事業部、選舉部、議會部、國際部

一 財務委員會、政策委員會、勞働委員會、農村委員會、市民委員會

第二十二條 各種部門ハ中央執行委員會ノ統制ヲ受ケ會長、部長、部員、委員ヲ以テ構成シ中央執行委員會之ヲ任免ス部長、會長ハ常任中央執行委員ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 中央執行委員會ハ書記長事務ヲ補助セシムルタメ書記局ヲ置ク、書記局ハ書記長、會計及常任、中央執行委員若干名及書記ヲ以テ構成ス

書記局書記ハ常任中央執行委員會之ヲ選任ス

第二十四條 中央執行委員會ハ常務執行ノタメ常任執行委員若干名ヲ互選ス

第二十五條 常任執行委員會ハ中央執行委員長、常任中央執行委員書記長、會計ヲ以テ構成シ中央執行委員長之ヲ召集ス

第二十六條 常任執行委員會ハ黨ノ事務ヲ執行シ中央執行委員會ニ責任ヲ負フモノトス

但シ常任執行委員會ノ執リタル緊急處置ハ次期中央執行委員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

四 顧問

第二十七條 顧問ハ顧問會ヲ構成シ中央執行委員會ノ諮問ニ應ジ又ハ黨各機關ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第四章 本部役員

第二十八條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一 中央執行委員長 一名 一 中央執行委員 若干名

一 書記長 一名 一 會計 一名

一 會計監査 若干名

第二十九條 中央執行委員長ハ中央執行委員會ヲ代表シ黨務ヲ統轄ス

第三十條 書記長ハ中央執行委員長ヲ補佐シ黨務ヲ處理ス

第三十一條 會計ハ黨ノ會計ヲ處理ス會計監査ハ黨會計ヲ監督ス

第三十二條 役員ノ任期ハ一ケ年トス

但シ中央執行委員ハ半數ノ重任ヲ許サズ

第五章 組織

一 支部

第三十三條 支部ハ郡、市、大(都市ハ區)又ハ之レニ準ズル地域ニ於テ黨員五十名以上ヲ以テ組織ス但シ支部ハ其ノ地域内ニ於テ工場班、地域班、部落班ヲ組織スルコトヲ得

第三十四條 支部ハ其ノ設立ニ當リテハ黨員名簿役員住所氏名及支部規約ニ本部費一ケ年分ヲ添ヘテ支部聯合會ヲ經テ(聯合會ナキ地域ハ直接)中央執行委員會ニ提出承認ヲ得ルコトヲ要ス支部規約

ハ別ニ定ムル支部規約準則ニ依ルコトヲ要ス

第三十五條 支部ハ必要ニ應ジ所屬支部聯合會ノ承認ヲ得テ他支部トノ間ニ支部協議會ヲ設クルコト

ヲ得

二 支部聯合會

第三十六條 同一府縣内ニ二個以上ノ支部アル時ハ支部聯合會ヲ組織スルコトヲ要ス

第三十七條 支部聯合會ハ所屬支部、役員住所氏名及事務所ヲ中央執行委員會ニ届出デ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

支部聯合會規約ハ別ニ定ムル所ノ支部聯合會規約準則ニヨルコトヲ要ス

第三十八條 近接府縣ノ支部聯合會ハ相互ノ連絡ノタメ中央執行委員會ノ承認ヲ經テ地方協議會ヲ置クコトヲ得

三 支持團體

第三十九條 左記各項ニ該當スル團體ニシテ中央執行委員會ノ承認シタルモノヲ黨支持團體トス

(一) 政治的主張ガ我黨ノ綱領政策ニ牴觸セザルモノ

(二) 執行機關構成員ノ過半數ガ黨籍ヲ有スルモノ

(三) 正式機關ニ於テ黨支持ヲ決定シタルモノ但シ構成員一千名以上ノ産業別全國聯合體ハ直接本部トソレニ充タサル團體ハ支部聯合會又ハ支部ト支持關係ヲ結ブモノトス

第四十條 支持團體ハ一定ノ黨維持費ヲ負擔スルモノトス

其ノ比率ハ別ニ之ヲ定ム

第四十一條 支持團體ハ別ニ定ムル規則ニヨリ黨大會ノ承認ヲ得テ全國委員、中央執行委員ヲ選出スルモノトス

第六章 會計

第四十二條 黨本部費ハ黨員一名ニ付年額五十錢トス

支部ノ納入スベキ本部費ハ年額金二十五圓ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十三條 黨費ハ支部之ヲ取纏メテ本部ニ納入スルモノトス

第四十四條 聯合會費ハ支部聯合會、支部費ハ支部之ヲ定ム

但シ本部費ヲ含メテ年額二圓四十錢ヲ越ユルコトヲ得ス

第四十五條 中央執行委員ハ月額金貳圓、全委員ハ月額金壹圓ヲ黨維持費トシテ本部ニ納入スベキモノトス前額ノ義務ヲ六ヶ月ニ亘リ履行セザル時ハ役員權ヲ停止スルコトアルベシ

第四十六條 黨員及支部ハ毎年十月一日ヨリ十一月末日迄ニ當該年度分ノ黨費ヲ前納スルコトヲ要ス

第四十七條 黨ノ豫算及決算ハ大會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第四十八條 會計年度ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月迄トス

會計細則ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 議員

第四十九條 本黨ニ所屬スル議員ハ別ニ定ムル議員行動方針書ヲ遵守スベキモノトス

第五十條 議員統制權ノ所在ヲ左ノ如ク定ム

- (一) 衆議院議員ハ黨本部
- (二) 道府縣會議員ハ支部聯合會
- (三) 市町村區會議員ハ支部

但シ東京、大阪、京都、名古屋、神戸及横濱市會議員ハ各支部聯合會ノ統制ヲ受ク

第五十一條 各種議員ハ其ノ受クル歳費手當等ノ一割以上ヲ統制權所在ノ黨部ニ納付スルモノトス

第五十二條 各種議員ハ其ノ統制權所在ノ地域ニ於ケル同種議員ヲ以テ議員團ヲ組織シ議員團ノ意見ヲ當該機關ニ提出スルコトヲ得

第八章 統 制

第五十三條 黨員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ除名又ハ役員權ノ停止ヲナス

- (一) 黨ノ黨規ニ違反シタル者
- (二) 黨ノ面目ヲ汚損シタル者
- (三) 黨費ヲ納メザルモノ
- (四) 議員行動方針書ニ違背シタルモノ

第五十四條 大會全國委員會及中央執行委員會ハ黨員ヲ除名スルコトヲ得

但シ中央執行委員會ハ其ノ行ヒタル除名處分ニツキ次期全國委員會ニ報告シテ承認ヲ經ルコトヲ要

ス

第五十五條 支部又ハ支部聯合會ハ其ノ所屬スル黨員ニシテ前條各號ニ該當スルモノアル時ハ中央執行委員會ニ對シ除名申請ヲナスコトヲ得

第九章 附 則

第五十六條 黨ノ綱領及黨則ハ大會ニ於テ地區代表投票ニ依ルニ非レバ變更スルコトヲ得ズ

第五十七條 本黨則ハ昭和七年七月二十四日ヨリ施行ス

(七) 日本國家社會黨

第一 沿 革

昭和七年一月開催セル社會民衆黨第六回大會ハ運動方針ニ關シテ内訌ヲ抱懷シタル儘終了シタルガ同四月十五日ノ黨中央委員會ニ於テ國家社會主義ヘノ轉向ヲ主張セル赤松克麿等ト之ニ反對シテ無產政黨ノ合同運動ヲ主張セル片山哲、松岡駒吉等トノ抗爭ハ俄然表面化シ遂ニ投票ニ依ル採決ノ結果九票ノ差ヲ以テ赤松派ハ敗レタリ。

此ノ結果赤松派ハ翌日脱黨シテ「國家社會主義新黨準備會」ナル團體ヲ組織シ下中彌三郎ノ率ヒル日本國民社會主義新黨準備會、時局研究會及日本國家社會主義學盟等ト相呼應シテ新黨樹立ニ努メタル結果國家社會主義新黨準備會ハ日本國民社會主義新黨準備會ト共ニ昭和七年五月二十九日ヲ期シ國

民日本黨ナル新政黨結成大會ヲ開催スル運ニ至リタルガ結成大會當日ニ至リテ新役員ノ兩派比率問題其ノ他ニ付意見一致セズ國家社會主義新黨準備會ハ全國勞農大衆黨離脱派ト共ニ結黨大會ヲ開キ日本國家社會黨ノ創立ヲ見ルニ至レリ。

第二現勢

一 設立 昭和七年五月二十九日

二 事務所々在地 東京市芝區田村町二ノ一 内田ビル

三 役員

總理 未定

黨務長 赤松克麿

常任中央執行委員 小池四郎 馬島 佃 野口榮治

望月源次 陶山篤太郎 今村 等

山名義鶴 平野力三 安藝 盛

山元龜次郎

各部々長並特別委員會委員長

組織部長 小池四郎

宣傳部長 安藝 盛

動員部長 望月源次

教育部長 山名義鶴

機關紙部長 陶山篤太郎

國際部長 馬島 佃

事業部長 山元龜次郎

財政部長 赤松克麿

農民委員會委員長 平野力三

青年委員會委員長 野口榮治

學生、政務調査、勞働、俸給者、防援、商工、在郷軍人、各委員長略

四分 布

山梨、新潟、北海道、秋田、富山、栃木、岩手、山形、宮城、福岡、長野、埼玉、東京、大阪、兵庫、高知等

五 主要支持團體

日本農民組合(三九、〇〇〇人) 遞友同志會(三、〇〇〇人)

日本國家社會勞働同盟(三八、〇〇〇人)

社會婦人同盟（二〇〇人） 直接黨員（二〇、〇〇〇人）

備考 右支持團體ニ付キテハ同黨幹部ノ調査ニ依ル

第三 綱領、主張及黨則

一 綱 領

一 君萬民ノ國民精神ニ基キ搾取ナキ新日本ノ建設ヲ期ス

二 主 張

一 吾黨ハ國民運動ニヨリ金權支配ヲ廢絶シ 皇道政治ノ徹底ヲ期ス

二 吾黨ハ合法的手段ニ依リ資本主義機構ヲ打破シ、國家統制經濟ノ實現ニ依リ國民生活ノ保證ヲ期ス

三 吾黨ハ人種平等資源衡平ノ原則ニ基キアジア民族ノ解放ヲ期ス

三 黨 則

第一章 總 則

黨 名

第一條 本黨ハ日本國家社會黨ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク

目 的

第二條 本黨ハ黨ノ綱領ノ實現ヲ目的トス

構 成

第三條 本黨ハ黨ノ綱領ヲ信奉シ、本黨ノ統制ニ服スル個人ヲ以テ構成ス

第二章 機 關

第四條 本黨ニ左ノ機關ヲ置ク

一、大 會 二、中央委員會 三、中央執行委員會 四、常任中央執行委員會

一 大 會

第五條 大會ハ黨最高決議機關ニシテ大會代議員、中央委員並ニ本部役員ヲ以テ構成ス

第六條 大會ハ毎年一回總理之ヲ召集ス但シ中央執行委員會必要ト認メタル場合ハ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得

第七條 大會代議員ハ支部黨員數ニ基キ之ヲ選出シ比率ハ中央執行委員會ニ於テ定ム

第八條 大會ハ代議員數ノ二分ノ一以上ノ出席ニヨリテ成立ス

第九條 大會ハ總理、黨務長、中央委員、中央執行委員ヲ選任ス、顧問相談役ハ大會ニ於テ總理之ヲ推薦ス

二 中央委員會

第十條 中央委員會ハ大會ニツグ決議機關ニシテ中央委員本部役員ヲ以テ構成シ中央委員會ハ總理之ヲ召集ス

中央委員會ハ定數ノ二分ノ一以上ノ出席ニヨリ成立ス
中央委員會ハ中央執行委員、中央委員ノ缺員ヲ補選スルコトヲ得

三 中央執行委員會

第十一條 中央執行委員會ハ黨務執行機關ニシテ大會並ニ中央委員會ニ對シ責任ヲ負フモノトス

第十二條 中央執行委員會ハ擔當黨務機關ヲ分チテ一局八部九委員會トス

イ 黨務局

ロ 組織部、宣傳部、動員部、教育部、事業部、國際部、財務部、機關紙部

ハ 勞動委員會、農民委員會、俸給者委員會、商工委員會、在郷軍人委員會、政務調査委員會、青年委員會、學生委員會、防援委員會

黨務機關ノ事務規定ハ別ニ之ヲ定ム

四 常任中央執行委員會

第十三條 常任中央執行委員會ハ黨務執行機關ニシテ中央執行委員會ニ責任ヲ負ヒ、黨務機關ヲ擔當ス

常任中央執行委員會ハ中央執行委員會之ヲ互選ス

常任中央執行委員會ハ部長、委員長ヲ任免シ部長、委員長ハ發言權ヲ有ス

第三章 黨 役員

第十四條 吾黨ハ左ノ役員ヲ置ク

- 一、總 理 一名
- 二、黨 務 長 一名
- 三、中央委員 若干名
- 四、中央執行委員 同
- 五、常任中央執行委員 同
- 六、部 長 同
- 七、委員會委員長 同
- 八、顧 問 同
- 九、相 談 役 同

第十五條 總理ハ本黨ヲ代表シ黨務長ハ總理ヲ補佐シ黨務ヲ統轄ス

中央執行委員、常任中央執行委員ハ黨務ヲ執行シ部長、委員長ハ常任執行委員會ト共ニ黨務ヲ處理ス

顧問及相談役ハ總理竝ニ本部役員ノ諮問ニ應ズ

第四章 黨 組織

第十六條 本黨ノ支部組織ハ一郡、一支部、一市、一支部制トス、但シ六大都市ハ之ヲ特別市トシ、區ニ支部ヲ設置スルコトヲ得

第十七條 本黨支部聯合會ハ道府縣ヲ單位トス

第五章 黨費會計

第十八條 本黨ノ黨費ハ一名ニツキ年額金六十錢トス

支部ガ黨本部ニ納入スベキ責任年額ハ常任中央執行委員會ニ於テ定ム

第十九條 本黨ノ豫算ハ常任中央執行委員會ニ於テ定ム

第二十條 本黨ノ會計決算ハ黨大會ニ公示承任ヲ得ルモノトス
會計年度ハ毎年十二月一日ヨリ翌年十一月三十日マデトス

第六章 黨 罰 則

第二十一條 本黨々員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ中央執行委員會ニ於ニ除名スルコトヲ得

一、黨則ニ違反シタル者

一、黨ノ面目ヲ汚損シタル者

一、黨ノ統制ヲ紊シタル者

支部ハ中央執行委員會ニ前項ニ該當スルモノノ除名ヲ申請スルコトヲ得

附 則

第二十二條 本黨ノ黨則ハ黨部會出席代議員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ラザレバ變更スルコトヲ得ス

第二十三條 本黨々則施行細則各種議事規定竝ニ支部規約支部聯合會規約ノ準則ハ中央執行委員會別ニ定ム

黨則施行細則

入黨手續

一、本黨ノ黨員タラムトスル者ハ入黨申込書ニ所定(現住所、氏名、年齢、職業、軍籍所屬團體名)ノ記入ヲナシ規定ノ黨費ヲ添附シ最寄ノ支部若クハ支部分會班ニ申込ムベシ
最寄ニ支部ナキ場合ハ直接本部ニ申込ムベシ

二、常任中央執行委員會ハ入黨申込及入黨申告書ヲ受付後一週間以内ニ審査ノ上、入黨ヲ許可シタル者ニ對シテ黨員證ヲ交付スルト同時ニ黨員名簿記入スルモノトス

黨費納入手續

- 一、第二年目ヨリノ黨費納入期ハ毎年九月一日ヨリ十一月三十日マデトシ、支部所屬ノ者ハ支部ニ、然ラザル者ハ本部ニ黨員證ヲ添ヘ納入スベシ
- 二、本部或ハ支部會計ハ黨費ノ納入ヲ受ケタル者ノ黨員證ニ黨費受領ノ證明ヲナシ之ヲ遲滯ナク黨員ニ返附スルモノトス

支部並黨員ノ義務

- 一、支部聯合會、支部、分會、班ハ左ノ物品及帳簿ヲ保管スルモノトス

第一項 一、黨 旗

- 二、黨則並附屬書類及黨本部ノ通牒書類ノ一切

第二項 一、黨員其ノ他ノ一切名簿類

- 二、會計簿、産原簿類一切

- 二、資支部聯合會支部分會班ハ決議協議事項情勢並ニ黨員申告ヲ其ノ都度報告廻送スル義務ヲ負フモノトス

- 三、支部ハ中央執行委員會ノ決定ニ依ル本部費年額ヲ納入スル義務ヲ有ス

- 四、本黨ノ黨員ハ、黨費ノ納入、黨徽章ノ佩用、黨機關紙購讀ノ義務アルモノトス

- 五、本黨ノ黨員ハ支部ニ所屬スルモノトス但シ支部ナキ地方ニ於テハ、東部ノ指揮ニ從モ支部ノ組織

ニ努力スルモノトス

- 六、支部ハ中央執行委員會ノ承認ヲ經テ同一郡(區内)五十名以上ヲ以テ組織スルモノトス

脱退手續及失格

- 一、黨ヲ脱退セムトスル者ハ黨員證ヲ添ヘテ其ノ所屬支部又ハ本部ニ脱退届ヲ出スベシ

- 二、脱退ヲ届出タル者並ニ黨費一ケ年以上不納ノ者ハ黨員名簿上ヨリ削除スルモノトス

大會ニ關スル事項

- 一、大會ノ主要ナル議題ハ、大會開催前少クトモ二週間以前ニ發表スルコトヲ要ス

但シ臨時大會ハ此ノ限リニアラズ

中央委員ノ數及選舉區

中央委員ノ數及選舉區ハ大會前ノ中央委員會ニ於テ、黨員數及其ノ分布状態ヲ考慮シテ決定スルモノトス

(附 錄)

小作調停法 (大正十三年七月二十二日
法律第十八號)

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三條 調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ニ在リテハ郡長ニ、郡長ニ在リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

爭議ノ目的タル土地カ數郡市町村ニ亘ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク關係市町村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第七條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第八條 爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第九條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調停ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選任ヲ命スルコトヲ得
總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス

第十三條 總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス
總代ノ解任ハ之ヲ裁判所ニ届出ツルニ非サレハ其ノ效ナシ

第十四條 裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス
前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參加スルコトヲ得
裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得
裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十一條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

第二十二條 裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十三條 裁判所ニ對スル申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十四條 裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲ササルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタ

ル費用ヲ自ラ負擔ス

第二十七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十八條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者雙方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第三十一條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任ノ決ル所ニ依ル

第三十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス

第三十四條 第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條 調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ

爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日常及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第三十六條 期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、總代アルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七條 調停委員會第二條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲ササルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限り裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ揭示場ニ揭示スルコトヲ要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ記録ノ閱覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記録ノ

閱覽又ハ謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要セス

第四十五條 調停委員及第十一條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ勸解ヲ爲シタル者ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

第四十六條 第四十四條ノ手数料並前條ノ旅費、日當及止宿料ノ額ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス

本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村、町村長又ハ町村役場ニ準スルモノトス

第四十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

附
録

4115
17

35678

本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セス
小作調停法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件 (大正十三年九月二十六日
勅令第二百二十八號)
小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
小作調停法附則第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ施行セサル地區ヲ指定スルコト左ノ如シ
沖 繩 縣

(大正十五年六月一日ヨリ長崎、福島、山形、秋田、鹿兒島ノ五縣)
(ニ、昭和四年七月一日ヨリ宮城、岩手、青森ノ三縣ニ施行セラレ)



附 錄

目 次

第一 小作爭議ニ關スル調査諸表

- 一 年次別小作爭議、調停及地主小作人組合一覽表
- 二 小作爭議年次別發生件數表
- 三 小作爭議一覽表
- 四 小作爭議月別發生件數表
- 五 小作爭議繼續期間別件數表
- 六 小作爭議月別發生及解決件數對照表
- 七 小作爭議調停者別件數表
- 八 小作爭議手段竝ニ犯罪調 (小作人側)
- 九 小作爭議手段竝ニ犯罪調 (地主側)
- 一〇 土地返還問題ニ關スル小作爭議調

- 一一 小作料減額要求歩合及同決定歩合對照表
- 一二 小作爭議關係土地面積廣狹別件數表
- 一三 小作爭議ニ於ケル小作人及小作地ニ關スル調査表
- 一四 土地返還ニ關スル小作爭議關係範圍調
- 一五 農民組合及無產政黨ノ關係セル小作爭議調 (昭和五年)
- 一六 同 (昭和六年)
- 一七 同 (昭和七年)
- 一八 地主組合及土地會社ノ關係セル小作爭議調 (昭和五年)
- 一九 同 (昭和六年)
- 二〇 同 (昭和七年)

第二 小作調停ニ關スル調査諸表

- 一 小作調停事件受理年次別件數表
- 二 小作官ノ法外調停事件年次別件數表
- 三 昭和七年受理小作調停事件一覽表
- 四 昭和七年受理小作調停事件受理月別表
- 五 昭和七年受理小作調停事件受理別表
- 六 昭和七年受理小作調停事件關係土地面積廣狹別表
- 七 昭和七年受理小作調停事件要求事項類別表
- 八 昭和七年受理小作調停事件處理別表
- 九 昭和七年受理小作調停事件取下内譯表
- 一〇 昭和七年受理小作調停事件調停回数表
- 一一 昭和七年受理小作調停成立事件期間表
- 一二 昭和七年受理小作調停成立事件要求事項類別表
- 一三 昭和七年受理小作調停成立事件調停條項類別表
- 一四 昭和七年受理小作調停成立事件ノ要求及成立内容對照表
- 一五 昭和七年受理小作調停成立事件小作契約期間表
- 一六 昭和七年受理小作調停成立事件小作料改定期間表
- 一七 昭和七年受理小作調停事件ニ付民事訴訟關係調査表
- 一八 昭和六年受理小作調停事件一覽表
- 一九 昭和七年受理小作調停事件調停回数表

- 二〇 昭和六年受理小作調停成立事件期間表
昭和七年へ持越
- 二一 昭和七年小作官ノ法外調停事件一覽表
- 二二 昭和七年小作官ノ法外調停成立事件調停條項類別表
- 二三 昭和七年小作調停事件調查表 (司法省調査)
- 二四 昭和七年小作ニ關スル民事訴訟事件調查表 (司法省調査)
- 二五 小作調停委員調查表 (司法省調査)

第三 地主小作人組合ニ關スル調査諸表

- 一 地主小作人組合一覽表
- 二 現存小作人組合設立年次別表
- 三 組合員數別小作人組合數表
- 四 區域別小作人組合數表
- 五 小作人組合年次別現在數表
- 六 小作人組合員數年次別現在數表
- 七 現存地主組合設立年次別表
- 八 組合員數別地主組合數表

九 區域別地主組合數表

- 一〇 地主組合年次別現在數表
- 一一 地主組合員數年次別現在數表
- 一二 現存協調組合設立年次別表
- 一三 組合員數別協調組合數表
- 一四 區域別協調組合數表
- 一五 協調組合年次別現在數表
- 一六 協調組合員數年次別現在數表
- 一七 現存小作委員會設立年次別表
- 一八 關係人員數別小作委員會數表
- 一九 區域別小作委員會數表
- 二〇 種類別小作委員會數及關係人員數表
- 二一 小作委員會種類別組合員數表
- 二二 現存土地會社設立年次別表
- 二三 社員又ハ株主數別土地會社數表

- 二四 區域別土地會社數表
- 二五 資本金額別土地會社數表
- 二六 產業組合の事業ヲ行フ地主小作人組合一覽表
- 二七 地主小作人組合聯合會一覽表
- 二八 主要小作人組合聯合會一覽表
- 二九 全國農民組合(總本部派)一覽表
- 三〇 全農全國會議一覽表
- 三一 日本農民組合一覽表
- 三二 日本農民組合總同盟一覽表
- 三三 大日本地主協會一覽表

第一 小作爭議ニ關スル調査諸表

凡 例

- 一 本表ハ昭和八年六月三十日(但第一五、一六、一八、一九表ハ各其ノ記載年度ノ翌年六月三十日)迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成シタルモノナリ
- 二 沖繩縣ハ第一三表ノ外該當事項ナキニ付省略ス

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5

一年次別小作爭議、調停及地主小作人組合一覽表

年次	第一小作爭議		調停		一小作調停法ニ依ル調停		地主小作人組合	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	組合數	組合員數
大正九年	1	100	1	100	1	100	1	100
大正十年	2	200	2	200	2	200	2	200
大正十一年	3	300	3	300	3	300	3	300
大正十二年	4	400	4	400	4	400	4	400
大正十三年	5	500	5	500	5	500	5	500
大正十四年	6	600	6	600	6	600	6	600
大正十五年	7	700	7	700	7	700	7	700
昭和元年	8	800	8	800	8	800	8	800
昭和二年	9	900	9	900	9	900	9	900
昭和三年	10	1000	10	1000	10	1000	10	1000
昭和四年	11	1100	11	1100	11	1100	11	1100
昭和五年	12	1200	12	1200	12	1200	12	1200
昭和六年	13	1300	13	1300	13	1300	13	1300
昭和七年	14	1400	14	1400	14	1400	14	1400
計	147	14700	147	14700	147	14700	147	14700

備考 一 爭議件數大正六年八五件、同七年二五六件、同八年三二六件アルモ調査ヲ異ニスルヲ以テ之ヲ省略セリ
二 大正十一年以前ハ内務省、大正十二年以降ハ農林省ノ調査ナリ

年次	第二小作調停		一小作調停法ニ依ル調停	
	件數	金額	件數	金額
大正十三年	1	100	1	100
大正十四年	2	200	2	200
大正十五年	3	300	3	300
昭和二年	4	400	4	400
昭和三年	5	500	5	500
昭和四年	6	600	6	600
昭和五年	7	700	7	700
昭和六年	8	800	8	800
昭和七年	9	900	9	900
計	45	4500	45	4500

年次	二小作官ノ法外調停	
	件數	金額
大正十四年	1	100
大正十五年	2	200
昭和二年	3	300
昭和三年	4	400
昭和四年	5	500
昭和五年	6	600
昭和六年	7	700
昭和七年	8	800
計	29	2900

年次	第三地主小作人組合	
	組合數	組合員數
大正十年末	1	100
大正十一年末	2	200
大正十二年末	3	300
大正十三年末	4	400
大正十四年末	5	500
大正十五年末	6	600
昭和元年末	7	700
昭和二年末	8	800
昭和三年末	9	900
昭和四年末	10	1000
昭和五年末	11	1100
昭和六年末	12	1200
昭和七年末	13	1300
計	13	1300

備考 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至十三年ハ内務省社會局、大正十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ

二 小作爭議年次別發生件數表

道府縣名	大正六年同	七年同	八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年同	十四年同	大正十五年	昭和二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年同
北海																
青森																
岩手																
宮城																
秋田																
山形																
福島																
茨城																
栃木																
群馬																
千葉																
東京																
大坂																
京都																
滋賀																
三愛																
靜岡																
岐長																
山梨																
石川																
富山																
新加																
神奈																
東野																
千野																
崎梨																
長野																
山梨																
石川																
福井																
山梨																
廣島																
岡山																
鳥取																
島根																
鳥山																
德島																
香川																
愛媛																
高知																
福岡																
佐賀																
長崎																
熊本																
大分																
宮崎																
鹿兒																
計																

(十六年間)

五 小作爭議繼續期間別件數表

道府縣名	爭議件數		繼續期間別件數												
	總件數	解決件數	未十日滿	未二十日滿	未一月滿	未一月半滿	未二月滿	未三月滿	未四月滿	未五月滿	未六月滿	未八月滿	未十月滿	未一年滿	未一年六個月滿
北海道	28	23													
青森	3	3													
岩手	3	3													
宮城	3	3													
秋田	3	3													
山形	27	26													
福島	27	26													
茨城	2	2													
栃木	101	101													
群馬	5	5													
埼玉	25	25													
千葉	35	35													
東京	7	7													
神奈川	19	19													
新潟	1	1													
富山	1	1													
石川	1	1													
福井	1	1													
山梨	1	1													
長野	1	1													
岐阜	1	1													
靜岡	1	1													
愛知	1	1													
三重	1	1													
滋賀	1	1													
京都	1	1													
大阪	1	1													
兵庫	1	1													
奈良	1	1													
和歌山	1	1													
鳥取	1	1													
島根	1	1													
岡山	1	1													
廣島	1	1													
山口	1	1													
徳島	1	1													
香川	1	1													
愛媛	1	1													
高知	1	1													
福岡	1	1													
佐賀	1	1													
長門	1	1													
熊本	1	1													
大分	1	1													
宮崎	1	1													
鹿兒島	1	1													
計	3,414	2,666	78	143	105	133	102	138	94	52	41	55	24	20	14
割合(%)			78	143	105	133	102	138	94	52	41	55	24	20	14

備考 本表ハ昭和七年中ニ發生シ昭和八年六月末日迄ニ解決セル事件ニ付調査セリ

六 小作爭議月別發生及解決件數對照表

發生月別	發生件數		解決件數		昭和七年	昭和八年
	件	數	件	數		
一月	六二	三〇	〇	〇	〇	〇
二月	二六	三	〇	〇	〇	〇
三月	三六	四	〇	〇	〇	〇
四月	三〇	五	〇	〇	〇	〇
五月	三六	六	〇	〇	〇	〇
六月	三六	六	〇	〇	〇	〇
七月	三六	七	〇	〇	〇	〇
八月	三六	七	〇	〇	〇	〇
九月	三六	七	〇	〇	〇	〇
十月	三六	七	〇	〇	〇	〇
十一月	三六	七	〇	〇	〇	〇
十二月	三六	七	〇	〇	〇	〇
合計	三六	三六	〇	〇	〇	〇

備考 解決件數ハ昭和七年中ニ發生シ昭和八年六月末日迄ニ解決セル事件ニ付調査セリ

調停者別件數表

調査セリ	件數内課										調停者別件數	
	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル		
三											減消然自	
二											ルレヨニ者停調ノモ	
三三											會員委 法停調 所判裁 ルヨニ ノモ	
三											解和所判裁	
二											ハ又官作小 補官作小	
一											員委停調作小	
三											吏官察警	
二											ハ又長村町 員吏場役	
一											ハ代又總長落 組業産ハ又會農 員役 員合	
二											區村町市縣府 員議 員會	
一											員職林農縣府	
一											農ハ又合組作小 員役合組民	
一											合組調協	
二											者志有方地	
二											ハ又人理管 人作 仲	
一											主地外者事當	
一											農作自	
一											者親近ノ人作小	
一											員組防消	
一											所判裁事民 決判 判ノ	
一											他ノ其	
一六											計	
二〇六	八	三	四	一	五	元	〇	三	三	六	六	二

調査セリ
以上ノ調停者關與セルモノハ「調停者別件數」ノ欄ニ於テハ其ノ數ニ應ジ重複計上セリ

調査セリ	件數内課										調停者別件數	
折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル	折衝ニヨリモル		
三											減消然自	
二											ルレヨニ者停調ノモ	
三三											會員委 法停調 所判裁 ルヨニ ノモ	
三											解和所判裁	
二											ハ又官作小 補官作小	
一											員委停調作小	
三											吏官察警	
二											ハ又長村町 員吏場役	
一											ハ代又總長落 組業産ハ又會農 員役 員合	
二											區村町市縣府 員議 員會	
一											員職林農縣府	
一											農ハ又合組作小 員役合組民	
一											合組調協	
二											者志有方地	
二											ハ又人理管 人作 仲	
一											主地外者事當	
一											農作自	
一											者親近ノ人作小	
一											員組防消	
一											所判裁事民 決判 判ノ	
一											他ノ其	
一六											計	
二〇六	八	三	四	一	五	元	〇	三	三	六	六	二



七 小作爭議調停者別件數表

道府縣名	争議		解決		解決件數内訳		調停者別件數	
	總件數	件數	件數	件數	減消	然自	會員委 所判裁	法停調 ルヨニモ
北海道	三六	三三	三	三	一	二	一	二
青森	三	三	一	二	一	二	一	二
岩手	三	三	一	二	一	二	一	二
宮城	三	三	一	二	一	二	一	二
秋田	三	三	一	二	一	二	一	二
山形	三	三	一	二	一	二	一	二
福島	三	三	一	二	一	二	一	二
茨城	三	三	一	二	一	二	一	二
栃木	三	三	一	二	一	二	一	二
群馬	三	三	一	二	一	二	一	二
埼玉	三	三	一	二	一	二	一	二
千葉	三	三	一	二	一	二	一	二
東京	三	三	一	二	一	二	一	二
神奈川	三	三	一	二	一	二	一	二
新潟	三	三	一	二	一	二	一	二
富山	三	三	一	二	一	二	一	二
石川	三	三	一	二	一	二	一	二
福井	三	三	一	二	一	二	一	二
山梨	三	三	一	二	一	二	一	二
長野	三	三	一	二	一	二	一	二
岐阜	三	三	一	二	一	二	一	二
愛知	三	三	一	二	一	二	一	二
三重	三	三	一	二	一	二	一	二
滋賀	三	三	一	二	一	二	一	二
京都	三	三	一	二	一	二	一	二
大阪	三	三	一	二	一	二	一	二
奈良	三	三	一	二	一	二	一	二
和歌山	三	三	一	二	一	二	一	二
鳥取	三	三	一	二	一	二	一	二
島根	三	三	一	二	一	二	一	二
岡山	三	三	一	二	一	二	一	二
広島	三	三	一	二	一	二	一	二
山口	三	三	一	二	一	二	一	二
徳島	三	三	一	二	一	二	一	二
香川	三	三	一	二	一	二	一	二
愛媛	三	三	一	二	一	二	一	二
高松	三	三	一	二	一	二	一	二
福岡	三	三	一	二	一	二	一	二
佐賀	三	三	一	二	一	二	一	二
長門	三	三	一	二	一	二	一	二
熊本	三	三	一	二	一	二	一	二
大分	三	三	一	二	一	二	一	二
宮崎	三	三	一	二	一	二	一	二
鹿兒島	三	三	一	二	一	二	一	二
計	三六	三三	三	三	一	二	一	二

備考 一 本表ハ解決セル事件ニ付調査セリ
 二 一事件ノ解決ニ當リ二種以上ノ調停者關與セルモノハ「調停者別件數」ノ欄ニ於テハ其ノ數ニ應ジ重複計上セリ

一 小作料減額要求歩合及同決定歩合對照表

要求撤回	數 件 定 決 額 減 的 時 一															決 定 歩 合	要 求 歩 合
	小計	相當減	全免	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇・五	〇・五	〇・五		
四	一															〇・五	期
三	一															一・〇	一
一	三															一・五	二
一	五															二・〇	三
一	四															二・五	四
五	一															三・〇	五
三	六															三・五	六
二	九															四・〇	七
二	三															四・五	八
七	二															五・〇	九
六	五															五・五	〇
一	四															六・〇	一
二	三															六・五	二
一	三															七・〇	三
三	六															七・五	四
七	二															八・〇	五
五	九															八・五	六
計	九															九・〇	全免
	三															九・五	減
	三															〇・五	相當
	三															小計	
計	九															九・五	期

合 計	數 件 定 決 額 減 的 久 永															要 求 撤 回	決 定 歩 合	要 求 歩 合
	小計	相當減	全免	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇・五	〇・五	〇・五			
二	一																〇・五	期
四	二																一・〇	一
四	三																一・五	二
六	二																二・〇	三
四	三																二・五	四
六	三																三・〇	五
二	一																三・五	六
三	三																四・〇	七
一	一																四・五	八
一	一																五・〇	九
三	二																五・五	〇
																	六・〇	一
																	六・五	二
																	七・〇	三
																	七・五	四
																	八・〇	五
																	八・五	六
三	六																九・〇	全免
六	三																九・五	減
計	九																〇・五	相當
	三																小計	
計	九																九・五	期

備考
 一 本表ハ昭和七年發生爭議中一時的小作料減額要求事件一、二六七件、永久的小作料減額要求事件九五件ノ内解決セル事件ニ付調査セリ
 二 右ノ外一時的小作料減額要求ニ對シ永久的小作料減額ノ決定ヲ以テ解決セルモノ次ノ如シ
 要求歩合 三・五 ニ對シ決定歩合 相當
 同 同 四・〇 同 二・〇
 相當 同 相當
 計 四件 二件 一件 一件

一二 小作争議關係土地面積廣狹別件數表

道府縣名	争議件數	一町未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上一町以上未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上一町以上未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上一町以上未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上一町以上未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上一町以上未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上一町以上未滿
北海道	26	7	14	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廣島	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿兒島	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,414	1,913	400	155	15	37	18	47	37	7	10	7	7	6	7	6	6	6	6	6

備考 一 一争議中ニ田畑其ノ他ヲ含ムモノハ之ヲ合算シ計算セリ
二 争議一件平均面積ハ田九・三町、畑二・〇町、其ノ他〇・一町、會計平均一・四町ナリ

一四 土地返還ニ關スル小作爭議關係範圍調

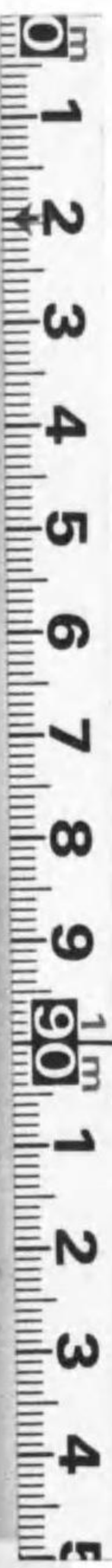
道府縣名	件數	地		關係土地
		參加人	小作員	
北海道	九七	一三〇	二二五	一〇七〇三町
青森	五	六	三	六一六
岩手	二	四	三	一一二
宮城	二	一	二	六七三
秋田	一	一	二	九七〇
山形	一	一	二	八七二
福島	一	一	二	五三七
茨城	一	一	二	三二九
栃木	一	一	二	二二八
群馬	一	一	二	二二四
千代田	一	一	二	三一五
東京	一	一	二	二一五
神奈川	一	一	二	一七一
新潟	一	一	二	八三九
富山	一	一	二	九八
石川	一	一	二	一二
福井	一	一	二	一九四
山梨	一	一	二	二三一
長野	一	一	二	一一三
岐阜	一	一	二	二二七
靜岡	一	一	二	一七九
愛知	一	一	二	三八五
三重	一	一	二	六〇九
滋賀	一	一	二	一七九
京都	一	一	二	四九
大阪	一	一	二	九二
兵庫	一	一	二	一三七
奈良	一	一	二	一七
和歌山	一	一	二	一七
鳥取	一	一	二	一七
島根	一	一	二	一七
岡山	一	一	二	一七
廣島	一	一	二	一七
山梨	一	一	二	一七
徳島	一	一	二	一七
香川	一	一	二	一七
愛媛	一	一	二	一七
高知	一	一	二	一七
福岡	一	一	二	一七
佐賀	一	一	二	一七
長門	一	一	二	一七
熊本	一	一	二	一七
大分	一	一	二	一七
宮崎	一	一	二	一七
鹿兒	一	一	二	一七
計	一、五〇九	二、二二七	三、七二六	二、二四六三

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

一五 農民組合及無產政黨ノ關係セリ小作爭議調 (昭和五年)

道府縣名	種別	争議		組合		全國農民組合		日本農民組合		全日本農民組合		其ノ他ノ地方的聯合會		社民黨系		勞農黨系		大衆黨系		單獨組合	
		件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
北海道	北	二	二	一	一																
青森	青	一	一																		
岩手	岩	一	一																		
宮城	宮	一	一																		
秋田	秋	一	一																		
山形	山	一	一																		
福島	福	一	一																		
茨城	茨	一	一																		
栃木	栃	一	一																		
群馬	群	一	一																		
埼玉	埼	一	一																		
千葉	千	一	一																		
東京	東	一	一																		
神奈川	神	一	一																		
新潟	新	一	一																		
富山	富	一	一																		
石川	石	一	一																		
福井	福	一	一																		
山梨	山	一	一																		
長野	長	一	一																		
岐阜	岐	一	一																		
静岡	静	一	一																		
愛知	愛	一	一																		
三重	三	一	一																		
滋賀	滋	一	一																		
京都	京	一	一																		
大阪	大	一	一																		
奈良	奈	一	一																		
和歌山	和	一	一																		
鳥取	鳥	一	一																		
島根	島	一	一																		
岡山	岡	一	一																		
広島	廣	一	一																		
山口	山	一	一																		
徳島	徳	一	一																		
香川	香	一	一																		
愛媛	愛	一	一																		
高知	高	一	一																		
福岡	福	一	一																		
佐賀	佐	一	一																		
長門	長	一	一																		
熊本	熊	一	一																		
大分	大	一	一																		
宮崎	宮	一	一																		
鹿児島	鹿	一	一																		
沖縄	沖	一	一																		
計		二,四六	一,八六	五七	八,四三	五,〇〇	九	三	九,九三	三	五	三	五	二,一五	八	三	五	二	二,六	一,〇	二,七

備考 其ノ他ノ地方的聯合會欄中(シタルモノハ地方的無產政黨ナリ)



一七 農民組合及無產政黨ノ關係セラル小作爭議調 (昭和七年)

道府縣名	小作爭議總數		農民組合關係爭議總數
	件數	小作人面積	
	件數	小作人面積	
北海	三六	三五〇九七	〇
青森	空	空	〇
岩手	三〇	三〇七〇九	〇
宮城	三〇	三〇七〇九	〇
山形	三〇	三〇七〇九	〇
秋田	三〇	三〇七〇九	〇
福島	三〇	三〇七〇九	〇
茨城	三〇	三〇七〇九	〇
栃木	三〇	三〇七〇九	〇
群馬	三〇	三〇七〇九	〇
千葉	三〇	三〇七〇九	〇
東京	三〇	三〇七〇九	〇
神奈川	三〇	三〇七〇九	〇
新潟	三〇	三〇七〇九	〇
富山	三〇	三〇七〇九	〇
石川	三〇	三〇七〇九	〇
福井	三〇	三〇七〇九	〇
山梨	三〇	三〇七〇九	〇
長野	三〇	三〇七〇九	〇
岐阜	三〇	三〇七〇九	〇
愛知	三〇	三〇七〇九	〇
靜岡	三〇	三〇七〇九	〇
三重	三〇	三〇七〇九	〇
滋賀	三〇	三〇七〇九	〇
京都	三〇	三〇七〇九	〇
大阪	三〇	三〇七〇九	〇
兵庫	三〇	三〇七〇九	〇
奈良	三〇	三〇七〇九	〇
和歌山	三〇	三〇七〇九	〇
鳥取	三〇	三〇七〇九	〇
徳島	三〇	三〇七〇九	〇
廣島	三〇	三〇七〇九	〇
山口	三〇	三〇七〇九	〇
香川	三〇	三〇七〇九	〇
愛媛	三〇	三〇七〇九	〇
高知	三〇	三〇七〇九	〇
佐賀	三〇	三〇七〇九	〇
福岡	三〇	三〇七〇九	〇
熊本	三〇	三〇七〇九	〇
大分	三〇	三〇七〇九	〇
宮崎	三〇	三〇七〇九	〇
鹿児島	三〇	三〇七〇九	〇
那覇	三〇	三〇七〇九	〇
計	三〇	三〇七〇九	〇

備考 一 右ノ他大日本生産黨ノ關係セルモノハ……………樹木 二件五人 樹木 一件三人 (電話局)

二 社會大衆黨ノ關係セルモノハ……………水車社ノ關係セルモノハ……………

一八 地主組合及土地會社ノ關係セル小作爭議調 (昭和五年)

道府縣名	總件數	土地組合及 土地會社 總數	系統的組合		土地會社		單獨組合	
			件數	面積	件數	面積	件數	面積
北海道	1	1					1	1,200.0
青森	1	1					1	1,000.0
岩手	1	1					1	1,000.0
宮城	1	1					1	1,000.0
秋田	1	1					1	1,000.0
山形	1	1					1	1,000.0
福島	1	1					1	1,000.0
茨城	1	1					1	1,000.0
栃木	1	1					1	1,000.0
群馬	1	1					1	1,000.0
埼玉	1	1					1	1,000.0
東京	1	1					1	1,000.0
神奈川	1	1					1	1,000.0
新潟	1	1					1	1,000.0
富山	1	1					1	1,000.0
石川	1	1					1	1,000.0
福井	1	1					1	1,000.0
山梨	1	1					1	1,000.0
長野	1	1					1	1,000.0
岐阜	1	1					1	1,000.0
靜岡	1	1					1	1,000.0
愛知	1	1					1	1,000.0
三重	1	1					1	1,000.0
滋賀	1	1					1	1,000.0
京都	1	1					1	1,000.0
大阪	1	1					1	1,000.0
兵庫	1	1					1	1,000.0
奈良	1	1					1	1,000.0
和歌山	1	1					1	1,000.0
鳥取	1	1					1	1,000.0
島根	1	1					1	1,000.0
岡山	1	1					1	1,000.0
廣島	1	1					1	1,000.0
德島	1	1					1	1,000.0
香川	1	1					1	1,000.0
愛媛	1	1					1	1,000.0
高知	1	1					1	1,000.0
福岡	1	1					1	1,000.0
佐賀	1	1					1	1,000.0
長門	1	1					1	1,000.0
熊本	1	1					1	1,000.0
大分	1	1					1	1,000.0
宮崎	1	1					1	1,000.0
鹿兒島	1	1					1	1,000.0
計	2,447	210	6	79.1	35	56.3	6	1,200.0

備考 特別大ナルモノ内郷村地主組合(山形縣)、強戸村地主組合(群馬縣)ハ便宜上單獨組合ニ加算セリ

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	鹿兒島
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

一九 地主組合及土地會社ノ關係セル小作爭議調 (昭和六年)

道府縣名	爭議總數		地主組合及土地會社關係爭議總數		系統的組合		土地會社		單獨組合	
	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
北海道	15	1,500.3	7	9.9					7	9.9
青森	7	463.3								
岩手	7	211.1								
宮城	7	267.3								
秋田	7	1,011.3								
山形	7	290.3								
福島	7	1,155.3								
茨城	7	1,155.3								
栃木	7	1,155.3								
群馬	7	1,155.3								
埼玉	7	1,155.3								
千葉	7	1,155.3								
東京	7	1,155.3								
神奈川	7	1,155.3								
新潟	7	1,155.3								
富山	7	1,155.3								
石川	7	1,155.3								
福井	7	1,155.3								
山梨	7	1,155.3								
長野	7	1,155.3								
岐阜	7	1,155.3								
静岡	7	1,155.3								
愛知	7	1,155.3								
三重	7	1,155.3								
滋賀	7	1,155.3								
京都	7	1,155.3								
大阪	7	1,155.3								
兵庫	7	1,155.3								
奈良	7	1,155.3								
和歌山	7	1,155.3								
鳥取	7	1,155.3								
島根	7	1,155.3								
岡山	7	1,155.3								
広島	7	1,155.3								
山口	7	1,155.3								
徳島	7	1,155.3								
香川	7	1,155.3								
愛媛	7	1,155.3								
高知	7	1,155.3								
福岡	7	1,155.3								
佐賀	7	1,155.3								
長崎	7	1,155.3								
熊本	7	1,155.3								
大分	7	1,155.3								
宮崎	7	1,155.3								
鹿児島	7	1,155.3								
鹿兒島	7	1,155.3								
計	3,493	7,680.7	27	1,766.2	5	375	4	346.3	109	8,052.2

備考 一 系統的組合ノ部、肩書ナキモノハ大日本地主協會ニシテ肩書アルモノハ同會系統ノモノナリ
 二 群馬縣強戸村自治會ハ相當大ナルモノ(關係件數一九件)ナルガ便宜單獨組合ニ加算セリ

- 山梨農村振興會
- 山梨土地株式會社
- 足近土地株式會社
- 富士土地株式會社
- 末弘産業株式會社
- 向島殖産株式會社
- 相樂土地株式會社
- 柏木農事合會
- 東伯土地株式會社
- 河東土地株式會社
- 山陰土地株式會社
- 上道農事株式會社
- 服部土地合資會社
- 合名會社藤田組

二〇 地主組合及土地會社ノ關係セル小作爭議調 (昭和七年)

道府縣名	爭議總數		地主組合及土地會社關係爭議總數		系統的組合		土地會社		單獨組合	
	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
北海道	三六	五,三九七	七	七					七	七
青森	三	二〇七								
岩手	三	三二								
宮城	三	三二								
秋田	三	三二								
山形	三	三二								
福島	三	三二								
茨城	三	三二								
栃木	三	三二								
群馬	三	三二								
埼玉	三	三二								
千葉	三	三二								
東京	三	三二								
神奈川	三	三二								
新潟	三	三二								
富山	三	三二								
石川	三	三二								
福井	三	三二								
山梨	三	三二								
長野	三	三二								
岐阜	三	三二								
靜岡	三	三二								
愛知	三	三二								
三重	三	三二								
滋賀	三	三二								
京都	三	三二								
大阪	三	三二								
兵庫	三	三二								
奈良	三	三二								
和歌山	三	三二								
鳥取	三	三二								
島根	三	三二								
岡山	三	三二								
廣島	三	三二								
山口	三	三二								
徳島	三	三二								
香川	三	三二								
愛媛	三	三二								
高知	三	三二								
福岡	三	三二								
佐賀	三	三二								
長崎	三	三二								
熊本	三	三二								
大分	三	三二								
宮崎	三	三二								
鹿兒島	三	三二								
計	三,四四六	七,六三九	一五	一四	三	一〇	四	一四	八〇	一,五五〇

第二 小作調停ニ關スル調査諸表

凡 例

- 一 本表ハ昭和八年六月三十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成セリ
- 二 本表中「爭議單位件數」トアルハ一爭議ヲ數件ニ分割申立テタルモノヲ地方廳ノ報告ニ基キ併合シ爭議單位ノ件數ト爲シタルモノナリ
- 三 沖繩縣ハ小作調停法未施行地ナルト小作官ノ設置ナキニ依リ本表ヨリ除外セリ
- 四 第四表乃至第一七表、第一九表及第二〇表ハ爭議單位件數ニ依リ作成セリ

一 小作調停事件受理年次別件數表

道 府 縣 別	年	
	大正十三年	大正十四年
北海道	二	二
青森	一	一
岩手	一	一
宮城	一	一
秋田	一	一
山形	一	一
福島	一	一
茨城	一	一
栃馬	一	一
群馬	一	一
千葉	一	一
東京	一	一
神奈川	一	一
新潟	一	一
富山	一	一
石川	一	一
福井	一	一
山梨	一	一
長野	一	一
岐阜	一	一
静岡	一	一
愛知	一	一
三重	一	一
滋賀	一	一
京都	一	一
大阪	一	一
兵庫	一	一
奈良	一	一
和歌山	一	一
鳥取	一	一
島根	一	一
岡山	一	一
広島	一	一
山口	一	一
徳島	一	一
香川	一	一
愛媛	一	一
高知	一	一
福岡	一	一
佐賀	一	一
長門	一	一
熊本	一	一
大分	一	一
宮崎	一	一
鹿児島	一	一
鹿兒島	一	一
計	100	100

備考 小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖縄ヲ除ク一道三府三十四縣ニ、大正十五年六月一日ヨリ長崎、福島、秋田、山形、鹿兒島ノ五縣ニ、昭和四年七月一日ヨリ青森、岩手、宮城ノ三縣ニ施行セラレ現在未施行地ハ沖縄一縣ナリ

二 小作官ノ法外調停事件年次別件數表

道府縣名	年次	
	大正十四年 大正十五年 ヲ含ム	昭和元年
北海道	4	5
青森	1	1
岩手	1	1
宮城	1	1
秋田	1	1
山形	1	1
福島	1	1
茨城	1	1
栃木	1	1
群馬	1	1
埼玉	1	1
千葉	1	1
東京	1	1
神奈川	1	1
新潟	1	1
富山	1	1
石川	1	1
福井	1	1
山梨	1	1
長野	1	1
岐阜	1	1
静岡	1	1
愛知	1	1
三重	1	1
滋賀	1	1
京都	1	1
大阪	1	1
兵庫	1	1
奈良	1	1
和歌山	1	1
鳥取	1	1
島根	1	1
岡山	1	1
広島	1	1
山梨	1	1
徳島	1	1
香川	1	1
愛媛	1	1
高知	1	1
福岡	1	1
佐賀	1	1
長門	1	1
熊本	1	1
大分	1	1
宮崎	1	1
鹿児島	1	1
鹿兒	1	1
計	37	25

備考 各年ノ事件數ハ其ノ年ニ調停ニ着手シタル事件ニシテ翌年六月三十日迄ニ報告アリタルモノヲ計上セリ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

三 昭和七年受理小作調停事件一覽表

道	府	縣	名	受理別件數		申立者別件數		種別件數		結果別件數		積面地土係關	關係人員	
				總數	別件數	總數	別件數	既成	未成	主地當事者數	小作人關係者數			
北海	道	青森	青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	縣	岩手	岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	縣	宮城	宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	縣	秋田	秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	縣	山形	山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	縣	福島	福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	縣	茨城	茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	縣	栃木	栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	縣	群馬	群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	縣	千葉	千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	府	東京	東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	縣	神奈川	神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	縣	新潟	新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	縣	富山	富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	縣	石川	石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	縣	福井	福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	縣	山梨	山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	縣	長野	長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	縣	岐阜	岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜岡	縣	靜岡	靜岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	縣	愛知	愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	縣	三重	三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	縣	滋賀	滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	府	京都	京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	府	大阪	大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	縣	兵庫	兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	縣	奈良	奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	縣	和歌山	和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	縣	鳥取	鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	縣	島根	島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	縣	岡山	岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	縣	廣島	廣島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	縣	山口	山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	縣	徳島	徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	縣	香川	香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	縣	愛媛	愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	縣	高知	高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	縣	福岡	福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	縣	佐賀	佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長門	縣	長門	長門	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	縣	熊本	熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	縣	大分	大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	縣	宮崎	宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	縣	鹿兒島	鹿兒島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	縣	鹿児島	鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

備考 一「申立者別件數」欄中「双方」トアルハ同一争議ニ付地主、小作人ノ双方ヨリ調停ノ申立ヲナシタルモノナリ
二「利害關係人」トアルハ調停受理後利害關係アリトシテ調停ニ参加シタルモノナリ

昭和七年受理小作調停事件受理月別表

道府廳名	北	青	岩	宮	秋	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北
總件數	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十一月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十二月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四 昭和七年受理小作調停事件受理月別表

道府廳名	總件數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
北海道	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長門	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

備考 一 争議ニ付二回以上ニ亙リテ調停申立テラレタルトキハ最初ノ申立期日ヲ採レリ

五 昭和七年受理小作調停事件受理別表

割合 (%)	計	道府縣名		總件數	直接受理	町村長受理	町村長直接受理	書面受理	口頭受理	書面口頭受理
		兒	歌							
100.00	1,010	鹿	宮	六	六	一	一	六	一	一
		大	熊	八	八	一	一	八	一	一
		長	佐	二	二	一	一	二	一	一
		福	高	一	一	一	一	一	一	一
		愛	香	三	三	一	一	三	一	一
		德	山	元	元	一	一	元	一	一
		廣	岡	六	六	一	一	六	一	一
		島	島	三	三	一	一	三	一	一
		和	奈	二	二	一	一	二	一	一
		兵	大	七	七	一	一	七	一	一
		京	滋	三	三	一	一	三	一	一
		三	愛	七	七	一	一	七	一	一
		靜	岐	三	三	一	一	三	一	一
		長	山	三	三	一	一	三	一	一
		福	石	一	一	一	一	一	一	一
		富	新	一	一	一	一	一	一	一
		神	東	三	三	一	一	三	一	一
		千	埼	一	一	一	一	一	一	一
		群	栃	五	五	一	一	五	一	一
		茨	福	五	五	一	一	五	一	一
		山	秋	三	三	一	一	三	一	一
		宮	岩	二	二	一	一	二	一	一
		青	森	四	四	一	一	四	一	一
		北	海	空	空	一	一	空	一	一
		島	崎	分	分	一	一	分	一	一
		本	崎	賀	賀	一	一	賀	一	一
		岡	知	二	二	一	一	二	一	一
		川	島	一	一	一	一	一	一	一
		口	島	二	二	一	一	二	一	一
		山	根	一	一	一	一	一	一	一
		取	山	八	八	一	一	八	一	一
		良	庫	一	一	一	一	一	一	一
		阪	都	一	一	一	一	一	一	一
		賀	重	七	七	一	一	七	一	一
		知	岡	三	三	一	一	三	一	一
		阜	野	三	三	一	一	三	一	一
		梨	井	三	三	一	一	三	一	一
		川	山	一	一	一	一	一	一	一
		湯	川	一	一	一	一	一	一	一
		京	葉	一	一	一	一	一	一	一
		玉	馬	五	五	一	一	五	一	一
		木	城	元	元	一	一	元	一	一
		鳥	形	三	三	一	一	三	一	一
		田	城	二	二	一	一	二	一	一
		手	森	四	四	一	一	四	一	一
		道		空	空	一	一	空	一	一



七 昭和七年受理小作調停事件要求事項類別表

道 府 名	縣 名	淨 議 位 總 數	小 作 作 業 類 別	
北海道	支 道	10	小作料作小	
	北 道	1	小作料作小	
	青 島 道	青 島 支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	岩 手 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	宮 城 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	秋 田 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	山 形 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	茨 城 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	栃 木 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	群 馬 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
	千 葉 道	支 道	1	小作料作小
		支 道	1	小作料作小
東 京 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
神 奈 川 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
新 潟 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
富 山 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
石 川 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
福 井 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
山 梨 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
長 野 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
山 崎 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
廣 島 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
德 島 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
香 川 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
愛 媛 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
高 知 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
福 岡 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
佐 賀 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
長 崎 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
大 分 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
宮 崎 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
鹿 兒 島 道	支 道	1	小作料作小	
	支 道	1	小作料作小	
計				

備考 一 要求事項ハ一爭議ニ付主要ト認めムベキモノ一 個ヲトレリ
 二 双方申立十二件ハ其ノ關係人員、面積、件數、爭議ノ實情等ニヨリ其ノ重キニ從ヒ夫々地主申立五件、小作人申立七件ト看做シタリ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

七 昭和七年受理小作調停事件要求事項類別表

道	縣	府	名	争議單位總數		小作人	申立	合意	立			
				件	數							
北海	道	青森	手	拂支料作小	1							
				定改料作小	1							
				上值料作小	1							
				拂支料作小及 拂返地土	1							
				還返地土	1							
				定確件條作小	1							
				關ニ料作小ノモルス	1							
				繼約契作小ニ減消及續ノモルス關	1							
				他ノ其	1							
				計	6							
				一料作小時額減之時	1							
				額減之時一料作小及繼約契作小減之時一料作小認確權作小及額減之時一料作小額減の久永料作小(合メテ認確權作小)	1							
				額減の久永料作小定改料作小ハ又	1							
				期延拂支料作小	1							
				對反上值料作小	1							
				續繼約契作小	1							
				小永ハ又權作小認確權作小小永ハ又權作小作ハ又償賄權作給支ノ料離地土費作耕作償賄ノ等費良改	1							
				付交地代	1							
				割分地作小永	1							
				求要渡賣地作小	1							
				等料裝俵米踰獎給支ノ分處假押差假下取訟訴及除解	1							
				定確件條作小	1							
				關ニ料作小ノモルス	1							
				繼約契作小ニ減消及續ノモルス關	1							
				他ノ其	1							
				計	16							
				一料作小時額減之時	1							
				額減之時一料作小定改料作小	1							
				定確件條作小	1							
				關ニ料作小ノモルス	1							
				繼約契作小ニ減消及續ノモルス關	1							
				他ノ其	1							
				計	6							

備考 一 要求事項ハ一争議ニ付主要ト認ムベキモノ一個ヲトレリ
二 双方申立十二件ハ其ノ關係人員、面積、件數、争議ノ實情等ニヨリ其ノ重キニ從ヒ夫々地主申立五件、小作人申立七件ト看做シタリ

八 昭和七年受理小作調停事件處理別表

道府縣名	既争濟議件單位	調停委員會	裁判所	勸解者	調停着手前取下タルモノ	却下	調停委員會其他用シタルモノ
北海道	10	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1
靜岡	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1
兵衛	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1	1
山陽	1	1	1	1	1	1	1
德島	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1
長門	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒	1	1	1	1	1	1	1
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

備考 調停委員會、裁判所、勸解等併セ行ヒタルモノハ何レカ一方ノミヲ探レリ

九 昭和七年受理小作調停事件取下内譯表

道府縣名	争議單位 取下總件數	取 下 事 由			
		調停着手前 示談成立	見込ナシ 都合ニヨリ 不明	一少部分 取下	都合ニ 依リ
北海道	176	100	1	1	1
青森	1	1			
岩手	1	1			
宮城	1	1			
秋田	1	1			
山形	1	1			
福島	1	1			
茨城	1	1			
栃木	1	1			
群馬	1	1			
千叶	1	1			
東京	1	1			
神奈川	1	1			
新潟	1	1			
富山	1	1			
石川	1	1			
福井	1	1			
山梨	1	1			
長野	1	1			
岐阜	1	1			
静岡	1	1			
愛知	1	1			
三重	1	1			
滋賀	1	1			
京都	1	1			
大阪	1	1			
兵衛	1	1			
奈良	1	1			
和歌山	1	1			
鳥取	1	1			
島根	1	1			
岡山	1	1			
廣島	1	1			
山梨	1	1			
徳島	1	1			
香川	1	1			
愛媛	1	1			
高知	1	1			
福岡	1	1			
佐賀	1	1			
長門	1	1			
熊本	1	1			
大分	1	1			
宮崎	1	1			
鹿児島	1	1			
鹿兒	1	1			
合計	100.00	100.00	10.00	2.00	1.00

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

一〇 昭和七年受理小作調停事件調停回数表

道府縣名	争議單 位既済 總件數	調 停							調 停 不 成 立 及 取 下	調 停 着 手 取 却 下
		一 回	二 回	三 回	四 回	五 回	六 回	七 回		
北海	1								1	
青森	2								2	
岩手	4								4	
宮城	2								2	
秋田	2								2	
山形	2								2	
福島	2								2	
茨城	2								2	
栃木	2								2	
群馬	2								2	
埼玉	2								2	
千葉	2								2	
東京	2								2	
神奈川	2								2	
新潟	2								2	
富山	2								2	
石川	2								2	
福井	2								2	
山梨	2								2	
長野	2								2	
岐阜	2								2	
愛知	2								2	
三重	2								2	
滋賀	2								2	
京都	2								2	
大阪	2								2	
兵庫	2								2	
奈良	2								2	
和歌山	2								2	
鳥取	2								2	
島根	2								2	
岡山	2								2	
広島	2								2	
山口	2								2	
徳島	2								2	
香川	2								2	
愛媛	2								2	
高知	2								2	
福岡	2								2	
佐賀	2								2	
長門	2								2	
熊本	2								2	
大分	2								2	
宮崎	2								2	
鹿児島	2								2	
鹿兒	2								2	
計	100.00	3.8	1.8	1.1	0.5	0.3	0.2	0.1	100.00	3.8
割合(%)	100.00	3.8	1.8	1.1	0.5	0.3	0.2	0.1	100.00	3.8
割合(%)	100.00	3.8	1.8	1.1	0.5	0.3	0.2	0.1	100.00	3.8
割合(%)	100.00	3.8	1.8	1.1	0.5	0.3	0.2	0.1	100.00	3.8

備考 一 争議中に付調停回数ノ異ナルモノアルトキハ其ノ回数ノ多キ方ヲ採レリ

十一 昭和七年受理小作調停成立事件期間表

道府縣名	調停成立事件數		以十日以内	以二十日以内	以一月以内	以一月以内	以二ヶ月以内	以三ヶ月以内	以四ヶ月以内	以五ヶ月以内	以六ヶ月以内	以七ヶ月以内	以八ヶ月以内	以九ヶ月以内	以九ヶ月以上
	總件數	成立件數													
北海道	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長門	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1,430	1,430	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
割合(%)	100.00	100.00	13.7	19.7	14.6	13.7	10.3	10.7	5.2	4.5	2.6	1.6	1.3	0.4	1.6

備考 一 争議ニ付二度以上ニ亙リ受理又ハ調停成立シタルトキハ最初ノ受理月日ヨリ全部調停成立迄ノ期間ヲ採レリ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

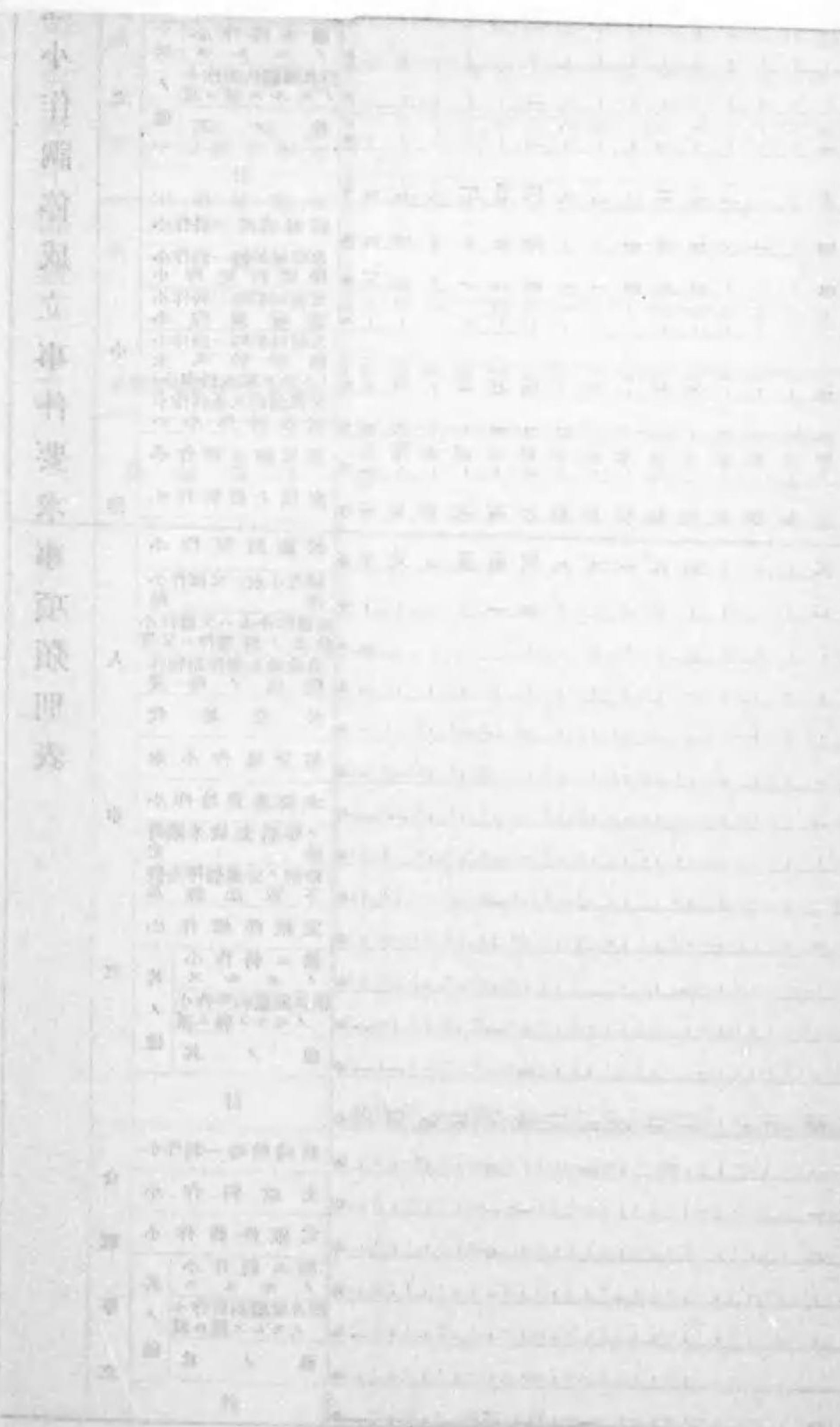
昭和七年受理小作調停成立事件要求事項類別表

割合(%)	計	名 縣 府 道	事件類別
100.00	100.00	青森 1, 岩手 2, 宮城 3, 秋田 4, 山形 5, 福島 6, 茨城 7, 栃木 8, 群馬 9, 千葉 10, 東京 11, 神奈川 12, 新潟 13, 富山 14, 石川 15, 福井 16, 山梨 17, 長野 18, 岐阜 19, 愛知 20, 三重 21, 滋賀 22, 京都 23, 大阪 24, 奈良 25, 和歌山 26, 鳥取 27, 島根 28, 岡山 29, 廣島 30, 山口 31, 德島 32, 香川 33, 高松 34, 愛媛 35, 高知 36, 佐賀 37, 長門 38, 熊本 39, 鹿兒島 40	小作調停成立事件
10.00	10.00		拂支料作小
1.00	1.00		定改料作小
0.10	0.10		上值料作小
10.00	10.00		及拂支料作小 返地土
10.00	10.00		及返地土
10.00	10.00		定確件條作小
10.00	10.00		關ニ料作小 ノモルニ減 消及續繼約契作小 ノモルニ關ニ減 他ノ其
10.00	10.00		計
10.00	10.00		額減の時一料作小 及額減の時一料作小 續繼約契作小
10.00	10.00		及額減の時一料作小 認確權作小
10.00	10.00		及額減の時一料作小 額減の久永料作小 (△含フ定改料作小) 又額減の久永料作小 定改料作小ハ
10.00	10.00		期延拂支料作小
10.00	10.00		對反上值料作小
10.00	10.00		續繼約契作小
10.00	10.00		權作小永ハ又權作小 認確權作小
10.00	10.00		賠權作小永ハ又權作小 給支ノ料離作ハ又價 良改地土費作物件作 償賠ノ等費
10.00	10.00		付交地代
10.00	10.00		割分地作小永
10.00	10.00		求要渡賣地作小 ノ等料裝儀米勸獎 給
10.00	10.00		除解ノ分處假押差假 下取訟訴及
10.00	10.00		定確件條作小
10.00	10.00		關ニ料作小 ノモルニ減 消及續繼約契作小 ノモルニ關ニ減 他ノ其
10.00	10.00		計
10.00	10.00		額減の時一料作小
10.00	10.00		定改料作小
10.00	10.00		定確件條作小
10.00	10.00		關ニ料作小 ノモルニ減 消及續繼約契作小 ノモルニ關ニ減 他ノ其
10.00	10.00		計

昭和七年受理小作調停成立事件調停條項類別表

道	府	縣	名	事件類別		件数
				成立	調停	
北海	道	青森	青森	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
岩手	道	宮城	宮城	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
秋田	道	秋田	秋田	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
山形	道	山形	山形	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
福島	道	福島	福島	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
茨城	道	茨城	茨城	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
栃木	道	栃木	栃木	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
群馬	道	群馬	群馬	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
埼玉	道	埼玉	埼玉	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
千葉	道	千葉	千葉	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
東京	道	東京	東京	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
神奈川	道	神奈川	神奈川	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
新潟	道	新潟	新潟	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
富山	道	富山	富山	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
石川	道	石川	石川	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
福井	道	福井	福井	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
山梨	道	山梨	山梨	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
長野	道	長野	長野	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
岐阜	道	岐阜	岐阜	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
愛知	道	愛知	愛知	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
三重	道	三重	三重	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
滋賀	道	滋賀	滋賀	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
京都	道	京都	京都	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
大阪	道	大阪	大阪	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
奈良	道	奈良	奈良	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
和歌山	道	和歌山	和歌山	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
鳥取	道	鳥取	鳥取	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
島根	道	島根	島根	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
岡山	道	岡山	岡山	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
広島	道	広島	広島	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
山口	道	山口	山口	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
徳島	道	徳島	徳島	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
香川	道	香川	香川	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
愛媛	道	愛媛	愛媛	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
高松	道	高松	高松	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
福岡	道	福岡	福岡	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
佐賀	道	佐賀	佐賀	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
長門	道	長門	長門	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
熊本	道	熊本	熊本	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
大分	道	大分	大分	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
宮崎	道	宮崎	宮崎	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
鹿兒島	道	鹿兒島	鹿兒島	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
沖縄	道	沖縄	沖縄	小作料作	小作料作	1
				小作料作	小作料作	1
計				100	100	100

備考 一 本表ハ争議單位件数ニ付主要ト認メタル調停事項ニヨリ作成セリ
二 本表中ノ割合ハ調停成立件数ニ對スル割合ナリ



一四 昭和七年受理小作調停成立事件ノ要求及成立内容對照表

Table with multiple columns: 成立内容 (Establishment Content), 申立人 (Applicant), 土地主 (Landowner), 小作人 (Tenant), 合計 (Total), and 割合 (%) (Ratio). Rows list various types of tenancy agreements and their corresponding ratios.

備考 成立内容ハ調停條項中主要ナルモノヲ採レリ

昭和三十七年受理小作調停成立事件小作契約期間表

一五 昭和三十七年受理小作調停成立事件小作契約期間表

道府縣名	期間ヲ定メ リタルモノ		道府縣名															
	一ケ年	二ケ年	三ケ年	四ケ年	五ケ年	六ケ年	七ケ年	八ケ年	九ケ年	十ケ年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年以上	計		
北海道	1															1		
青森																		
岩手																		
宮城																		
秋田																		
山形																		
福島																		
茨城																		
栃木																		
群馬																		
埼玉																		
千葉																		
東京																		
大阪																		
京都																		
奈良																		
和歌山																		
鳥取																		
島根																		
岡山																		
広島																		
山口																		
徳島																		
香川																		
愛媛																		
高知																		
福岡																		
佐賀																		
長門																		
熊本																		
大分																		
宮崎																		
鹿児島																		
鹿兒																		
計	15.7	2.9	6.8	4.9	4.6	4.7	1.6	2.5	0.7	0.8	4.6	0.1	0.1	0.1	0.1	100.0		

備考 本表ハ調停條項中小作契約期間ノ明記アリタルモノノミヲ採レリ

一七 昭和七年受理小作調停事件ニ付民事訴訟關係調査表

道	縣		計
	名	府	
北海道			三三
青森			二
岩手			二
宮城			五
秋田			三
山形			四
福島			四
茨城			五
栃木			六
群馬			七
千叶			八
東京			九
神奈川			一〇
新潟			一一
富山			一二
石川			一三
福井			一四
山梨			一五
長野			一六
岐阜			一七
愛知			一八
三重			一九
滋賀			二〇
京都			二一
大阪			二二
奈良			二三
和歌山			二四
鳥取			二五
島根			二六
岡山			二七
広島			二八
山口			二九
徳島			三〇
香川			三一
愛媛			三二
高知			三三
福岡			三四
佐賀			三五
長門			三六
熊本			三七
大分			三八
宮崎			三九
鹿兒島			四〇
合計			六四〇

備考 一 争議ニ付請求事項ニ以上アル場合ハ之ヲ各事項毎ニ分別計上セリ

ルア係關ニ訟訴
數件位單議争
訟訴求請料作小
返地士
訟訴求請
押差假毛立
ハ又産動
押差假産動不
止禁入立地土
分處假
權作小永
訟訴認確存不
令命拂支料作小
償賠害損
訟訴求請
滅消借貸賃
訟訴認確
他ノ其
ルヨニ上引地土
償賠害損
訟訴求請
ハ又權作小永
認確權作小
他ノ其
計



一八 昭和六年受理小作調停事件一覽表

道	府	縣	名	受別總件數		種別	單位	件數	內容		關係人員
				總件數	別件數				結果別件數	未濟	
北海	道	青森		1	1	小作	1	1	1	1	1
岩手	縣	盛岡		1	1	小作	1	1	1	1	1
宮城	縣	秋田		1	1	小作	1	1	1	1	1
山形	縣	福島		1	1	小作	1	1	1	1	1
茨城	縣	栃木		1	1	小作	1	1	1	1	1
群馬	縣	群馬		1	1	小作	1	1	1	1	1
埼玉	縣	埼玉		1	1	小作	1	1	1	1	1
千葉	縣	千葉		1	1	小作	1	1	1	1	1
東京	府	東京		1	1	小作	1	1	1	1	1
大阪	府	大阪		1	1	小作	1	1	1	1	1
京都	府	京都		1	1	小作	1	1	1	1	1
奈良	府	奈良		1	1	小作	1	1	1	1	1
和歌山	府	和歌山		1	1	小作	1	1	1	1	1
鳥取	府	鳥取		1	1	小作	1	1	1	1	1
島根	府	島根		1	1	小作	1	1	1	1	1
岡山	府	岡山		1	1	小作	1	1	1	1	1
廣島	府	廣島		1	1	小作	1	1	1	1	1
山口	府	山口		1	1	小作	1	1	1	1	1
徳島	府	徳島		1	1	小作	1	1	1	1	1
香川	府	香川		1	1	小作	1	1	1	1	1
愛媛	府	愛媛		1	1	小作	1	1	1	1	1
高知	府	高知		1	1	小作	1	1	1	1	1
福岡	府	福岡		1	1	小作	1	1	1	1	1
佐賀	府	佐賀		1	1	小作	1	1	1	1	1
長門	府	長門		1	1	小作	1	1	1	1	1
熊野	府	熊野		1	1	小作	1	1	1	1	1
大分	府	大分		1	1	小作	1	1	1	1	1
宮崎	府	宮崎		1	1	小作	1	1	1	1	1
鹿兒島	府	鹿兒島		1	1	小作	1	1	1	1	1
合計				100	100		100	100	100	100	100

備考 一 「申立者別件数」欄中「双方」トアルハ同一争議ニ付地主、小作人ノ双方ヨリ調停ノ申立ヲナシタルモノナリ
 二 「利害關係人」トアルハ調停受理後利害關係アリトシテ調停ニ参加シタルモノナリ

一九 昭和六年受理 小作調停事件調停回数表

道府縣名	既濟總件數	調停成立										合計	調停不成立及取下						調着手取下却
		一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	十回以上		一回	二回	三回	四回	五回	六回以上	
北海道	1																		
青森	1																		
岩手	1																		
宮城	1																		
秋田	1																		
山形	1																		
福島	1																		
茨城	1																		
栃木	1																		
群馬	1																		
埼玉	1																		
千葉	1																		
東京	1																		
神奈川	1																		
新潟	1																		
富山	1																		
石川	1																		
福井	1																		
山梨	1																		
長野	1																		
岐阜	1																		
愛知	1																		
三重	1																		
滋賀	1																		
京都	1																		
大阪	1																		
兵庫	1																		
奈良	1																		
和歌山	1																		
鳥取	1																		
島根	1																		
岡山	1																		
廣島	1																		
山口	1																		
徳島	1																		
香川	1																		
愛媛	1																		
高知	1																		
福岡	1																		
佐賀	1																		
長門	1																		
熊本	1																		
大分	1																		
宮崎	1																		
鹿児島	1																		
鹿兒島	1																		
計	100.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
割合(%)	100.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
割合(%)	100.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
割合(%)	100.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

備考 一 争議中ニ調停回数ノ異ナルモノアルトキハ其ノ回数ノ多キ方ヲ探レリ

昭和六年受理 小作調停成立事件期間表

道府縣名	調停成立事件數	昭 和 六 年 受 理 小 作 調 停 成 立 事 件 期 間 表												
		半 以 內	以 二 ヶ 月 内	以 三 ヶ 月 内	以 四 ヶ 月 内	以 五 ヶ 月 内	以 六 ヶ 月 内	以 七 ヶ 月 内	以 八 ヶ 月 内	以 九 ヶ 月 内	以 十 ヶ 月 内	月 十 一 ヶ 月 以 内	月 十 二 ヶ 月 以 内	一 ヶ 年 上
北海道	三													
青森	三													
岩手	二													
宮城	三													
秋田	三													
山形	三													
福島	一													
茨城	一													
栃木	一													
群馬	一													
埼玉	四													
千葉	二													
東京	一													
神奈川	三													
新潟	三													
富山	一													
石川	一													
福井	一													
山梨	三													
長野	一													
岐阜	一													
静岡	二													
愛知	三													
三重	二													
滋賀	一													
京都	三													
大阪	一													
奈良	一													
和歌山	一													
鳥取	一													
島根	一													
岡山	二													
広島	一													
山口	一													
徳島	一													
香川	一													
愛媛	二													
高知	一													
福岡	六													
佐賀	一													
長門	一													
熊本	一													
大分	一													
宮崎	一													
鹿児島	一													
鹿兒島	一													
計	115													
割合(%)	100.00													

備考 一 爭議ニ付二度以上ニ亙リ受理又ハ調停成立シタルトキハ最初ノ受理月日ヨリ全部調停成立迄ノ期間ヲ探レリ

三三 昭和七年小作調停事件調査表 (昭和八年二月) 司法省調査

地方裁判 所管内別	受理 件數	新 受 事 件	申立 別 件 數	争議 反 別	争議 人 員	既 濟 別 件 數			未 濟 件 數
						成立	不成立	取 下 其 他	
						計	計	計	
東 京	1	1	1	1	1	1	1	0	0
神 戸	1	1	1	1	1	1	1	0	0
大 阪	1	1	1	1	1	1	1	0	0
京 都	1	1	1	1	1	1	1	0	0
新 潟	1	1	1	1	1	1	1	0	0
長 野	1	1	1	1	1	1	1	0	0
甲 府	1	1	1	1	1	1	1	0	0
静 岡	1	1	1	1	1	1	1	0	0
前 橋	1	1	1	1	1	1	1	0	0
宇 都 宮	1	1	1	1	1	1	1	0	0
水 戸	1	1	1	1	1	1	1	0	0
千 葉	1	1	1	1	1	1	1	0	0
浦 和	1	1	1	1	1	1	1	0	0
横 濱	1	1	1	1	1	1	1	0	0
東 横 濱	1	1	1	1	1	1	1	0	0
德 島	1	1	1	1	1	1	1	0	0
高 松	1	1	1	1	1	1	1	0	0
高 知	1	1	1	1	1	1	1	0	0
名 古 屋	1	1	1	1	1	1	1	0	0
安 芸 津	1	1	1	1	1	1	1	0	0
岐 阜	1	1	1	1	1	1	1	0	0
福 井	1	1	1	1	1	1	1	0	0
富 山	1	1	1	1	1	1	1	0	0
廣 島	1	1	1	1	1	1	1	0	0
山 口	1	1	1	1	1	1	1	0	0
山 形	1	1	1	1	1	1	1	0	0
宮 城	1	1	1	1	1	1	1	0	0
仙 臺	1	1	1	1	1	1	1	0	0
福 馬	1	1	1	1	1	1	1	0	0
山 形	1	1	1	1	1	1	1	0	0
盛 岡	1	1	1	1	1	1	1	0	0
秋 田	1	1	1	1	1	1	1	0	0
青 森	1	1	1	1	1	1	1	0	0
札 幌	1	1	1	1	1	1	1	0	0
函 館	1	1	1	1	1	1	1	0	0
旭 川	1	1	1	1	1	1	1	0	0
合 計	47	34	37	1,131	2,021	2,174	5	1,168	47

二五 小作調停委員調査表 (昭和七年十月一日在) 司法省調査

東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	種 別 地 主 自 作 小 作 自 兼 小 作 地 主 兼 小 作 地 主 兼 自 作 其 他 計	地方裁判所	
		別	地
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	計	13,071	100.00
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	計	1,410	10.8
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	其 他	1,410	10.8
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	地 主 兼 自 作	4,471	34.2
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	地 主 兼 小 作	6	0.05
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	自 兼 小 作	1,184	9.1
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	小 作	1,561	12.0
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	自 作	2,905	22.3
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	主 自	5,107	39.1
東 横 浦 千 水 宇 前 静 甲 長 新 大 京 神 奈 大 和 德 高 高 名 安 岐 福 金 富 廣 山 岡 鳥 松 松 長 佐 大 熊 鹿 宮 仙 福 山 盛 秋 青 札 函 旭 鋼	種 別	13,071	100.00

第三 地主小作人組合ニ關スル調査諸表

凡 例

本表ハ昭和七年十二月末現在ニ於ケル地主小作人組合ノ狀況ニ關シ昭和八年一月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成シタルモノナリ

Faint table content, likely a survey table related to the title. The text is illegible due to low contrast and blurring.

一 地主小作人組合一覽表 (昭和七年末)

道府縣名	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北海道	(五)	五	一	七、四六	三	一、〇六五
青森道	(二五)	四	一	一	一	三〇一
岩手道	(一)	五	一	一	一	一
宮城道	(二)	一、二〇	一	一	一	一
秋田道	(一)	六、〇六	一	一	一	一
山形道	(三)	四、六二	一	一	一	一
高知道	(三)	六、六四	一	一	一	一
福岡道	(五)	一〇、一〇	一	一	一	一
佐賀道	(三)	一、〇七	一	一	一	一
長崎道	(三)	一、二五	一	一	一	一
熊本道	(七)	四、三三	一	一	一	一
大分道	(一)	一	一	一	一	一
宮崎道	(一)	四、四六	一	一	一	一
鹿兒島道	(一)	七九	一	一	一	一
沖繩	(一)	一	一	一	一	一
計	(二四七)	二九、六五〇	(四、九五六)	二九、六八三	六二	七、四四

備考 一 本表ハ昭和七年末迄ニ創設シタル現存組合ノ組合數及組合員數ノ異動ニ付昭和八年一月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計セルモノナリ
 二 括弧内ノ數字ハ青年部少年部及婦人部トス
 三 地主組合中ニハ土地會社ヲ含ム

地主小作人組合一覽表 (昭和七年末)

道府縣名	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北海道	(五)	二,一三〇	一	七,四九六	三	一,〇八五
青森道	(五)	一,七九七	一	一	一	一〇一
岩手道	(五)	三三三	一	一	一	一
宮城道	(五)	一,一〇〇	一	一	一	一
秋田道	(二)	六,〇〇六	一	一	一	一
山形道	(二)	四,〇六一	一	一	一	一
福島道	(二)	三,八六八	一	一	一	一
茨城道	(二)	三,三六〇	一	一	一	一
栃木道	(二)	六,〇三六	一	一	一	一
群馬道	(五)	一七,九〇〇	一	一	一	一
埼玉道	(五)	一五,七七七	一	一	一	一
千葉道	(六)	七,〇〇一	一	一	一	一
東京都	(六)	二,三〇〇	一	一	一	一
新潟道	(九)	三,〇〇八	一	一	一	一
富山道	(六)	一,六二二	一	一	一	一
石川道	(六)	一,六二二	一	一	一	一
福井道	(五)	二,五七四	一	一	一	一
山梨道	(二)	二,三六〇	一	一	一	一
長野道	(二)	七,五七一	一	一	一	一
岐阜道	(二)	三,八〇〇	一	一	一	一
愛知道	(三)	一五,一〇一	一	一	一	一
三重道	(三)	六,六六二	一	一	一	一
滋賀道	(三)	四,二四四	一	一	一	一
京都道	(三)	三,八三三	一	一	一	一
大阪道	(三)	三,八三三	一	一	一	一
兵庫県	(四)	一〇,九四七	一	一	一	一
奈良道	(三)	一,九七一	一	一	一	一
和歌山道	(三)	三,〇六一	一	一	一	一
鳥取道	(三)	四,三〇五	一	一	一	一
島根道	(三)	六,六三三	一	一	一	一
岡山道	(二)	三,六九四	一	一	一	一
広島道	(二)	四,四三七	一	一	一	一
山梨道	(二)	二,四九五	一	一	一	一
徳島道	(二)	九,一三一	一	一	一	一
香川道	(二)	一,〇九一	一	一	一	一
愛媛道	(三)	五,一三四	一	一	一	一
高松道	(三)	六,六八四	一	一	一	一
福岡道	(三)	一〇,一一〇	一	一	一	一
佐賀道	(三)	一〇,七〇七	一	一	一	一
長門道	(三)	一,一九五	一	一	一	一
熊本道	(三)	四,三三三	一	一	一	一
大分道	(三)	四,三三三	一	一	一	一
宮崎道	(三)	四,三三三	一	一	一	一
鹿児島道	(三)	四,三三三	一	一	一	一
沖縄道	(三)	四,三三三	一	一	一	一
計	(三四五)	四,六六五	(四九六)	二六,八八元	(六六三)	五〇,四四四

備考 一 本表ハ昭和七年末迄ニ創設シタル現存組合ノ組合數及組合員數ノ異動ニ付昭和八年一月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計セルモノナリ
 二 括弧内ノ數字ハ青年部少年部及婦人部トス
 三 地主組合中ニハ土地會社ヲ含ム

二 現存小作人組合設立年次別表

(昭和七年末現在)

道 府 縣 名	組 合 數	
	前	以年十二治明
北海道	1	1
青森	1	1
岩手	1	1
宮城	1	1
秋田	1	1
山形	1	1
福島	1	1
茨城	1	1
栃木	1	1
群馬	1	1
千葉	1	1
東京	1	1
神奈川	1	1
新潟	1	1
富山	1	1
石川	1	1
福井	1	1
山梨	1	1
長野	1	1
岐阜	1	1
靜岡	1	1
愛知	1	1
滋賀	1	1
京都	1	1
大阪	1	1
兵庫	1	1
奈良	1	1
和歌山	1	1
鳥取	1	1
島根	1	1
岡山	1	1
廣島	1	1
山口	1	1
徳島	1	1
香川	1	1
愛媛	1	1
高知	1	1
福岡	1	1
佐賀	1	1
長門	1	1
熊野	1	1
大分	1	1
宮崎	1	1
鹿兒	1	1
沖繩	1	1
計	1	1

三 聯合農業者小作人聯合總會

北海道	1
青森	1
岩手	1
宮城	1
秋田	1
山形	1
福島	1
茨城	1
栃木	1
群馬	1
千叶	1
東京	1
神奈川	1
新潟	1
富山	1
石川	1
福井	1
山梨	1
長野	1
岐阜	1
静岡	1
愛知	1
三重	1
滋賀	1
京都	1
大阪	1
兵庫	1
奈良	1
和歌山	1
鳥取	1
島根	1
岡山	1
広島	1
山形	1
徳島	1
香川	1
愛媛	1
高知	1
福岡	1
佐賀	1
長門	1
熊本	1
大分	1
宮崎	1
鹿児島	1
沖縄	1

四 區域別小作人組合數表

(昭和七年末)

道府縣名	組合數	全國		道府縣		一府縣		郡		町村		數大字	一大字	未一大字	其ノ他	不詳
		數	一	數	一	數	一	數	一							
北海道	1															
青森	1															
岩手	1															
宮城	1															
秋田	1															
山形	1															
福島	1															
茨城	1															
栃木	1															
群馬	1															
千叶	1															
東京	1															
神奈川	1															
新潟	1															
富山	1															
石川	1															
福井	1															
山梨	1															
長野	1															
岐阜	1															
静岡	1															
愛知	1															
三重	1															
滋賀	1															
京都	1															
大阪	1															
兵庫	1															
奈良	1															
和歌山	1															
鳥取	1															
島根	1															
岡山	1															
広島	1															
山形	1															
徳島	1															
香川	1															
愛媛	1															
高知	1															
福岡	1															
佐賀	1															
長門	1															
熊本	1															
大分	1															
宮崎	1															
鹿児島	1															
沖縄	1															
計	4,470															

備考 一 「其ノ他」ノ欄ニハ一農場ヲ區域トスルモノ又ハ或地主ノ關係小作人ヲ以テ範圍トスルモノ等ヲ含ム

二 本表中全國ヲ區域トスル小作人組合トハ大阪ノ全國農民組合、東京ノ全國會議派(事實上獨立セルモノトシテ計上セリ)、日本農民組合及日本農民組合總同盟

三 道府縣ヲ區域トスルモノハ佐賀ノ全國農民組合福佐聯合會及東京ノ全國農民組合關東地方協議會ナリトス。

五 小作人組合年次別現在數表

(昭和七年末)

道 府 縣 名	小作人組合年次別現在數表 (昭和七年末)													
	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	大正十三年末	大正十四年四月末	大正十四年五月末	大正十四年六月末	大正十四年七月末	大正十四年八月末	大正十四年九月末	大正十四年十月末	大正十四年十一月末	大正十四年十二月末	昭和元年
北海道	114	111	107	103	102	100	98	96	95	94	93	92	91	90
青森	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
岩手	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
宮城	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
秋田	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
山形	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
福島	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
茨城	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
栃木	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
群馬	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
埼玉	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
千葉	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
東京	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
神奈川	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
新潟	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
富山	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
石川	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
福井	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
山梨	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
長野	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
岐阜	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
静岡	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
愛知	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
三重	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
滋賀	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
京都	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
大阪	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
奈良	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
和歌山	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
鳥取	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
島根	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
岡山	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
広島	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
山口	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
徳島	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
香川	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
愛媛	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
高知	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
福岡	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
佐賀	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
熊本	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
大分	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
宮崎	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
鹿児島	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
鹿儿岛	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
那覇	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
合計	162	161	159	156	155	153	151	149	148	147	146	145	144	143

備考一 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至十三年ハ内務省社會局、大正十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ
二 大正十年末トアルハ大正十一年一月二十日、大正十一年末トアルハ同年十二月十六日、大正十二年末トアルハ同
年十二月十六日、大正十三年末トアルハ同年十二月二十日ニ各集計シタル組合數ニシテ大正十四年度以降年末又
ハ六月末トアルハ年末又ハ六月末現在ノ組合ニ付夫々一月十日又ハ七月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計
シタルモノナリ

五 小作人組合年次別現在數表 (昭和七年末)

六 小作人組合員數年次別現在數表 (昭和七年末)

道府縣名	十二年末	十三年末	十四年末	昭元年末	同二年末	同三年末	同四年末	同五年末	同六年末	同七年末
北海道	五〇	四九	六九	一、六四	三、四九	三、四九	二、三四	二、三三	二、五九	二、三〇
青森				一、六九	二、四九	三、四九	五、四九	六、一	六、一	一、七九
岩手	五	六	六	二、六	二、六	二、六	二、六	二、六	二、六	二、六
宮城	五	六	六	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
秋田	一、〇七	二、七九	三、三六	四、七六	六、五九	八、四二	九、〇四	九、〇四	七、四九	六、〇六
山形	八二	二、六三	三、六三	三、六三	四、四九	四、四九	四、四九	四、四九	四、四九	四、四九
福島	三九	八七	一、四三	一、四三	三、五七	三、五七	二、八四	二、八四	三、〇九	三、〇九
茨城	二、五九	二、八九	一、七六	一、八〇	三、五七	三、五七	六、六四	六、六四	七、五九	七、五九
栃木	二、五九	二、八九	一、七六	一、八〇	三、五七	三、五七	六、六四	六、六四	七、五九	七、五九
群馬	二、二六	四、一七	一、六三	一、六三	二、四九	二、四九	一、六三	一、六三	二、四九	二、四九
埼玉	六、七五	八、六九	一、七〇	一、七〇	二、五九	二、五九	一、七〇	一、七〇	二、五九	二、五九
千葉	二、五九	四、九〇	六、三二	七、三二	七、四七	七、四七	七、四七	七、四七	七、四七	七、四七
東京	八、五九	七、五九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九
神奈川	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
新潟	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
富山	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
石川	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
福井	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
山梨	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
長野	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
岐阜	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
愛知	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
三重	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
滋賀	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
京都	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
大阪	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
奈良	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
和歌山	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
鳥取	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
島根	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
岡山	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
広島	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
山口	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
徳島	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
香川	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
愛媛	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
高知	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
福岡	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
佐賀	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
長崎	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
熊本	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
大分	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
宮崎	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
鹿児島	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
沖縄	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
計	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九

備考 一 大正十二年及十三年ハ内務省社会局、十四年以降ハ农林省農務局ノ調査ナリ
 二 大正十二年末トアルハ同年十二月十六日、大正十三年末トアルハ同年十二月二十日ニ集計シタルモノニシテ大正十
 四年度以降ハ各年末現在ノ組合ニ付翌一月十日迄ニ到着シタル報告書ニ基キ集計シタルモノナリ

八 組合員數別地主組合數表

(昭和七年末)

道府縣名	組合數	員數 判明ノ 組合數	聯合會 員數 判明ノ 組合數	同上 組合 員數	一組合 ノ平均 員數	別 組 合 數														
						未滿五人	未滿十人	未滿十五人	未滿二十人	未滿三十人	未滿五十人	未滿百人	未滿五百人	未滿千人	未滿五千人	未滿一萬人	以上			
北海道	一九	一	一	一	一九															
青森	一	一	一	一	一															
岩手	一	一	一	一	一															
宮城	四	四	四	四	四															
秋田	四	四	四	四	四															
山形	四	四	四	四	四															
福島	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇															
茨城	三六	三六	三六	三六	三六															
栃木	四三	四三	四三	四三	四三															
群馬	四三	四三	四三	四三	四三															
埼玉	四三	四三	四三	四三	四三															
千葉	二四	二四	二四	二四	二四															
東京	二五	二五	二五	二五	二五															
神奈川	三三	三三	三三	三三	三三															
新潟	三七	三七	三七	三七	三七															
富山	三三	三三	三三	三三	三三															
石川	四五	四五	四五	四五	四五															
福井	二四	二四	二四	二四	二四															
山梨	二四	二四	二四	二四	二四															
長野	三三	三三	三三	三三	三三															
岐阜	三三	三三	三三	三三	三三															
愛知	三三	三三	三三	三三	三三															
靜岡	三三	三三	三三	三三	三三															
岐阜	三三	三三	三三	三三	三三															
長崎	三三	三三	三三	三三	三三															
香川	二八	二八	二八	二八	二八															
愛媛	二九	二九	二九	二九	二九															
高知	二九	二九	二九	二九	二九															
福岡	三三	三三	三三	三三	三三															
佐賀	二九	二九	二九	二九	二九															
長崎	二九	二九	二九	二九	二九															
熊本	二九	二九	二九	二九	二九															
大分	二九	二九	二九	二九	二九															
宮崎	二九	二九	二九	二九	二九															
鹿兒島	二九	二九	二九	二九	二九															
計	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三															

備考 本表中ニハ土地會社ヲ含ム